

平成31年

# 第1回柳泉園組合議会定例会議録

平成31年2月22日開会

柳泉園組合議会

## 平成31年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第1号（上程、説明、採決）	2
・指定第1号（上程、説明、採決）	3
・会期の決定	5
・会議録署名議員の指名	7
・選任第1号（上程、説明、採決）	7
・諸般の報告	7
・施政方針	8
・行政報告	8
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 8
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 0
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 3
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・議案第5号（上程、説明、採決、討論、採決）	4 6
○閉 会	6 9

平成31年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成31年2月22日 開会

---

議事日程

1. 仮議席の指定
2. 選挙第1号 議長の選挙
3. 指定第1号 議席の指定
4. 会期の決定
5. 会議録署名議員の指名
6. 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
7. 諸般の報告
8. 施政方針
9. 行政報告
10. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分  
について
11. 議案第2号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
12. 議案第3号 平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
13. 議案第4号 平成31年度柳泉園組合経費の負担金について
14. 議案第5号 平成31年度柳泉園組合一般会計予算

---

1 出席議員

1番 小山 實	2番 佐藤 一郎
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 森 しんいち	6番 稲垣 裕二
7番 深沢 まさ子	8番 小西 みか
9番 友野 ひろ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
-----	-------

副 管 理 者	渋 谷 金太郎
副 管 理 者	丸 山 浩 一
助 役	鹿 島 宗 男
会計管理者	渋 谷 千 春
清瀬市都市整備部長	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	萱 野 洋

### 3 事務局・書記の出席

総務課長	横 山 雄 一
施設管理課長	山 田 邦 彦
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	濱 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	本 間 尚 介
書記	川 原 龍太郎
書記	田 中 佐 知

---

午前10時00分 開会

○副議長（小山實） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成31年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○副議長（小山實） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

---

○副議長（小山實） 「日程第2、選挙第1号、議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小山實） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小山實） 御異議なしと認めます。よって、東久留米市の代表委員であります佐藤一郎議員にお願いいたします。

○2番（佐藤一郎） 議長に西東京市選出の稲垣裕二議員を指名いたします。

○副議長（小山實） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名いたしました稲垣裕二議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小山實） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました稲垣裕二議員が議長に当選いたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

○議長（稲垣裕二） それではここで、新任の御挨拶をさせていただきます。

ただいま議長に当選をさせていただきました西東京市議会の稲垣裕二です。よろしくお願ひいたします。公平公正な議会運営に努めさせていただきますので、ぜひとも皆様方、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

---

○議長（稲垣裕二） それでは、「日程第3、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定させていただきます。

ここで、西東京市議会議員の改選に伴い、柳泉園組合議員が新たに選任をされましたので、議員各位の自己紹介をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議ございませんようですので、改めて自己紹介をお願いいたします。

まず、初めに私から自己紹介を申し上げます。

改めて、皆様方、おはようございます。今回の西東京市議会の改選で柳泉園組合議会に

選出をされました西東京市議会の稲垣裕二です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議席番号第1番、小山議員から順次よろしくお願ひいたします。

○1番（小山實） 東久留米市の小山實でございます。副議長を務めておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○2番（佐藤一郎） 東久留米市選出の佐藤一郎でございます。よろしくお願ひします。

○3番（村山順次郎） 東久留米市より選出されております村山順次郎でございます。よろしくお願ひいたします。

○4番（後藤ゆう子） 西東京市選出の後藤ゆう子でございます。また戻ってまいりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○5番（森しんいち） 皆さん、初めまして。西東京市選出の森しんいちでございます。初めての機会でありますので、一生懸命やらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○7番（深沢まさ子） 清瀬市選出の深沢まさ子です。よろしくお願ひします。

○8番（小西みか） 清瀬市選出の小西みかです。よろしくお願ひいたします。

○9番（友野ひろ子） 同じく清瀬市の友野ひろ子でございます。よろしくお願ひします。

○議長（稲垣裕二） 皆様ありがとうございました。

それでは続きまして、鹿島助役より、特別職、関係市職員及び職員の御紹介をお願ひいたします。

○助役（鹿島宗男） それでは、紹介をさせていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、並木克巳東久留米市長でございます。

○管理者（並木克巳） 並木でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○助役（鹿島宗男） 次に、副管理者、渋谷金太郎清瀬市長でございます。

○副管理者（渋谷金太郎） よろしくどうぞ。

○助役（鹿島宗男） 同じく副管理者、丸山浩一西東京市長でございます。

○副管理者（丸山浩一） よろしくお願ひします。

○助役（鹿島宗男） 続きまして、渋谷千春会計管理者でございます。

○会計管理者（渋谷千春） よろしくお願ひいたします。

○助役（鹿島宗男） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の佐々木都市整備部長でございます。

○清瀬市都市整備部長（佐々木秀貴） 佐々木です。よろしくお願ひいたします。

- 助役（鹿島宗男） 東久留米市の下川環境安全部長でございます。
- 東久留米市環境安全部長（下川尚孝） 下川と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 西東京市の萱野みどり環境部長でございます。
- 西東京市みどり環境部長（萱野洋） 萱野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 次に、組合職員を紹介させていただきます。
- 横山総務課長でございます。
- 総務課長（横山雄一） 横山と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 山田施設管理課長でございます。
- 施設管理課長（山田邦彦） 山田と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 佐藤技術課長でございます。
- 技術課長（佐藤元昭） 佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 濱野資源推進課長でございます。
- 資源推進課長（濱野和也） 濱野と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 議会の書記として、濱田庶務文書係長でございます。
- 庶務文書係長（濱田伸陽） 濱田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 本間庶務文書係主任でございます。
- 庶務文書係主任（本間尚介） 本間です。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 川原主事でございます。
- 庶務文書係主事（川原龍太郎） 川原と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 同じく、田中主事でございます。
- 庶務文書係主事（田中佐知） 田中と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（鹿島宗男） 最後になりましたが、私、助役の鹿島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（稲垣裕二） 以上で特別職の紹介を終わります。

- 
- 議長（稲垣裕二） 続きまして、「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月15日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります佐藤一郎議員に報告を求めます。

○2番（佐藤一郎） 去る2月15日、代表者会議が開催され、平成31年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成31年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月22日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第3号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第13、議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金について」、「日程第14、議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括上程し、個々に採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、平成31年第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での決定事項でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲垣裕二） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。



---

○議長（稲垣裕二） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第4番、後藤ゆう子議員、第5番、森しんいち議員、以上のお二方をお願いいたします。

---

○議長（稲垣裕二） 「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

後藤ゆう子議員、森しんいち議員、稲垣裕二議員、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

---

○議長（稲垣裕二） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

---

○議長（稲垣裕二） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 本日、平成31年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成31年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告では11月から1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、給与条例の一部改正及び平成31年度予算案など5件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲垣裕二） ここで、清瀬市の渋谷副管理者が公務のため退席をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

---

午前10時14分 再開

○議長（稲垣裕二） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

---

○議長（稲垣裕二） 「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず施政方針を行います。

○管理者（並木克巳） 平成31年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、平成31年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

廃棄物行政をめぐる状況は、国際社会の共通理念である持続可能な開発という考えのもと、引き続き環境保全を前提とした循環型社会の形成を目指し、さまざまな取り組みをしております。

国においては、2019年度の環境省重点施策として、「環境を「てこ」に、生活の質を向上する「新たな成長」を」をテーマに掲げ、このテーマに向けた政策展開として、プラスチック資源循環戦略を踏まえた、使い捨て容器包装等のリデュースや再生可能資源への代替の促進による海洋プラスチックごみの発生抑制等を総合的に推進することや、万全な災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物の円滑・迅速な処理を図ること等により国土強

靱化への対応にも取り組むとしております。

気候変動対策として、脱炭素社会に向けた確かな方向性を提示し、国内での温室効果ガスの大幅な排出削減を目指すため、地球温暖化対策計画を見直し、取り組みの加速化・最大化等を促すことなどを掲げております。

循環型社会の形成として、「第4次循環型社会形成推進基本計画」において「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」等の将来像を掲げ、プラスチック資源循環戦略に基づく施策展開、食品ロス削減に向けた国民運動の展開及び都市鉱山の有効利用など、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を推し進めることや一般廃棄物処理施設の更新需要への適切な対応も含め、適正処理のさらなる推進と循環産業全体の健全化及び振興を図ることなどを掲げております。

関係市においては、家庭系ごみの有料化、容器包装プラスチックの分別収集及び小型家電の回収などによりごみの減量化や資源化などを推進し、廃棄物の発生抑制に取り組んでおります。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、資源循環型社会構築に寄与するため、最終処分に係る負担を軽減することなど、可能な限り資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進も視野に入れ、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全・安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は依然として厳しい状況の中、関係市の負担金を抑制するには引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出においては、クリーンポート長期包括運営事業を実施したことで大幅に削減することができましたが、その他の経費についても精査し、必要最小限の支出に抑えてまいります。また、歳入について、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が増額することがないように、歳入の確保に努めてまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、職員の定員及び組織に関する検討委員会報告書を精査した上で、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮した採用を行ってまいります。また、定年退職者については、再任用職員として積極的な活用をし、職員の

欠員分については嘱託員の採用で対応してまいります。また、関係市との人事交流につきましては、現在、関係市及び当組合の職員数が減少していることから交流を見合わせておりましたが、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、平成32年度再開に向け協議してまいります。

次に、平成31年度予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成29年度の決算額及び30年度の決算見込みをもとに精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費及び委託業務などの経費削減に努め、基本的に過去の決算額をもとに精査した上で必要最小限の経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、空調設備更新工事など各種工事や施設の定期点検整備を含む修繕料が減額となったことから、前年度に比べ9,904万6,000円、3.7%減の25億4,644万6,000円となります。また、関係市の負担金総額につきましては、前年度に比べ2,503万2,000円、1.9%減の12億8,129万2,000円となります。

次に、平成31年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、職員31人、再任用職員6人と嘱託員5人の42人体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、組合施設紹介の子ども用DVDについて、見学に来た小学生などがごみ問題を深く理解できるように新たにDVDを作成し、環境教育及び広報活動に努めてまいります。その作成委託経費として143万円を計上しております。

次に、施設関係について申し上げます。

当組合に設置されている井戸は、設置後大規模な補修をしていないことから、老朽化が進んでおり不測の事態に備えるため、補修を実施いたします。今年度は7号井戸のポンプ等交換補修経費として1,258万2,000円を計上しております。

また、クリーンポート空調設備用ポンプにおいて、経年劣化による本体の故障などが発生しているため、補修経費として458万2,000円を計上しております。

次に、クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、285トン、0.5%減の6万957トンを見込んでおります。

クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,943トンを含めると、前年度の当初計画量と比較して135トン、0.2%減の6万6,920トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣8,700トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋め立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の長期包括運営管理事業は3年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼働しております。本年度はその委託経費として10億3,851万6,000円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても引き続き安定した施設稼働をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。これらの測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果とあわせ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、99トン、1.3%減の7,419トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破碎処理後に発生する軟質系プラスチック類4,909トンと可燃物1,034トンは、クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類840トンとリサイクルセンターから発生する雑物20トンについては、前年度に引き続き、ガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋め立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として2,685万1,000円、構内道路の段差や陥没箇所の補修費として347万3,000円をそれぞれ計上しております。

また、不燃・粗大ごみ処理施設の破碎機内で発生するスプレー缶等による爆発事故は、

運転方法の改善により減少しておりますが、新たにリチウムイオン電池が原因と思われる発火事故が起きておりますので、関係市と協議し、新たな対応策を検討してまいります。

関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶にふたをした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き、適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して384トン、7.9%増の5,240トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラス30トンについても建設資材等として加工し、再利用することにより、埋め立て計画はございません。

リサイクルセンターは、稼動開始から25年が経過しており、安定した処理を図る上で、本年度においても前年度に引き続き、経年劣化の著しいびん系列コンベヤ関係の補修費として1,553万6,000円、施設の定期点検整備補修費として1,271万4,000円をそれぞれ計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して4キロリットル、0.4%減の928キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については、1.5倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。

次に、厚生施設について申し上げます。

室内プール施設の本年度の利用者数は、前年度の当初計画者数と比較して400人、0.6%増の7万2,900人を見込んでおります。また、浴場施設の利用者数は、前年度の当初計画者数と比較して6,900人、7.8%減の8万1,100人を見込んでおります。

本年度、環境整備基金を充当し、野球場使用時の外部への飛球防止対策として、野球場ネットフェンス設置工事1,792万3,000円、経年劣化している浴場施設のタイル等更新工事として1,726万3,000円をそれぞれ計上しております。また、厚生施設に設置している非常用発電機にふぐあいが発生しているため、その更新工事として2,916万円を計上しております。

厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など安

全に十分注意し、市民の皆様が快適に施設を利用していただけるように努めるとともに、利用者の増加対策を図ってまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

組合組織の体系について、組合内部で昨年7月に職員の定員及び組織に関する検討委員会を設置し、適正な組織及び機構に関する事、職員の適正な定員に関する事並びに職員の人材育成計画に関する事について検討がなされ、本年1月に報告書を受理いたしました。これを受け、当組合として内容を精査し、長期包括運営管理事業や厚生施設指定管理者制度導入などによる業務内容の変更に伴う効率的な組織運営の推進及び各種課題を積極的に解決できる組織の確立に向け、組織体制の見直しに着手してまいります。

厚生施設の運営管理について、民間事業者のノウハウを活用することにより、利用者へのサービス向上による利用者増加、施設の活性化及びコスト縮減が期待できることから、平成33年度の指定管理者制度導入に向け、着実に手続を進めてまいります。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画について、関係市から搬入される不燃ごみの組成及び量並びに粗大ごみの搬入量などを見極めながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期を他の諸課題とあわせて、関係市と連携し、協議・検討してまいりたいと考えております。

清柳園の焼却施設について、休止して30年以上経過しており、施設の解体方法や解体後の跡地利用などについて、今後も引き続き調査、研究を行い、関係市と連携し協議・検討してまいります。

最後に、組合運営に当たっては、環境行政の一端を担う中間処理施設として、その役割を適切に遂行するため、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、積極的な情報発信・情報提供を行い、効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成31年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（稲垣裕二） 次に、行政報告を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成30年11月から平成31年1月までの3カ月間の柳泉園における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を、東久留米市においては11月7日に、東村山市においては8日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営等についての御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

11月9日に関係市で構成する事務連絡協議会、13日に管理者会議を開催し、平成30年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議をいたしました。1月8日及び10日には、平成31年度予算案について、持ち回りで事務連絡協議会及び管理者会議を開催し、関係市に対し御説明をさせていただきました。

(2)訴訟の状況ですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業における住民訴訟事件の第9回口頭弁論が11月21日に、第10回口頭弁論が1月25日に行われました。

第9回口頭弁論では、平成29年(行ウ)第39号住民訴訟事件と平成30年(行ウ)第178号住民訴訟事件について、裁判長が、この2件の住民訴訟の主張をまとめると、支出命令の差し止めを求めるもので、契約自体が無効であるため公金の支出が許されないという同様の主張であることを原告側に確認し、口頭弁論が併合して行われることになりました。第10回口頭弁論では、裁判長より、被告側に説明を求める事項として、長期包括運営管理事業の中に大規模改修工事を含むものであることが入札段階で明らかにしていることを主張するよう指示がございました。また、原告側が長期包括運営管理事業に対する公金の支出に係る請求を拡張する予定であり、被告側に同契約で支出した最新の情報を提供するよう指示がございました。この指示事項における準備書面を被告側が裁判所に提出し、原告側による反論があれば主張し、これをもって主張を完結するよう指示がございました。次回の口頭弁論は4月12日に実施され、この口頭弁論において結審される予定でございます。なお、ここで判決の言い渡し期日においても確定される予定でございます。

続きまして、2ページ、2、見学者についてでございますが、今期は14件、744人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が7件、488人でございます。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、3ページ、5、監査についてでございますが、両監査委員において、11月5日



に例月出納検査が行われました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は3件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。

続きまして、4ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみ総搬入量は表4-1に記載のとおり1万7,688トンで、これは昨年同期と比較しまして623トン、3.7%の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは5ページの表4-2のとおり1万5,810トンで、昨年同期と比較いたしまして623トン、4.1%の増加、不燃ごみは表4-3のとおり1,697トンで、昨年同期と比較いたしまして43トン、2.5%の減少、粗大ごみは6ページの表4-4のとおり181トンで、昨年同期と比較いたしまして43トン、31.2%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-1から6ページの表4-4までに記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、7ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、8ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、9ページ、表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,340トンで、昨年同期と比較いたしまして4トン、0.3%の増加となっております。

続きまして、10ページ、2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、11月に1号炉及び1号タービンの定期点検整備補修が完了し、その後、順調に稼働しております。1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類の測定を実施しております。12月には1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定、下水道放流水測定の実施、工場内の作業環境ダイオキシン類測定及び土壌中のダイオキシン類測定を実施しております。1月には3号炉の定期点検整備補修を実施し、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類の測定を実施しており

ます。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、13ページの表12-1から14ページの表12-3に記載しております。

続きまして、11ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,496トンで、昨年同期と比較いたしますと609トン、3.6%の増加となっております。

表8から13ページの表11までは、ばい煙、ダイオキシン類、連続測定器による水銀濃度及び下水道放流水の各種測定結果等を記載しております。それぞれ排出・排除基準または自己規制値に適合しております。

続きまして、14ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。12月にはバグフィルターの清掃を実施し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表13、粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみ処理量は1,878トンで、昨年同期と同量の処理となっております。

続きまして、15ページ、(3)リサイクルセンターでございます。特別な事象もなく、施設は順調に稼動しております。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,340トンで、昨年同期と比較いたしますと4トン、0.3%の増加となっております。

続きまして、16ページ、3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してしております。今期は2,227トンで、昨年同期と比較いたしますと26トン、1.2%の増加となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋め立て処分をせず、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿総搬入量は220キロリットルで、昨年同期と比較いたしますと22キロリットル、9.1%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載しております。

続きまして、18ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は11月に沈砂槽、受入槽及び前貯留槽の清掃を実施しております。また、1月には貯留槽清掃を実施し、その後、施設は順調に稼働しております。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページ、施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、テニスコートは13.0%、会議室は80.8%、室内プールは1.6%、それぞれ利用者が増加しており、野球場は8.6%、トレーニング室は10.3%、浴場施設は2.1%減少しております。各施設の利用状況につきましては、表19-1から20ページの表19-3までに記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、20ページの表20に記載のとおりでございます。

続きまして、21ページ、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、水質基準に適合いたしております。

最後に、1点御報告を申し上げます。当組合に事業系一般廃棄物を搬入している東和産業株式会社が、東京都から産業廃棄物マニフェスト虚偽記載により行政処分を受けました。処分の内容は、平成31年1月28日から2月26日までの間、産業廃棄物の収集運搬及び処分業の全部停止でございます。また、当該処分の際、東京都の聞き取り調査において、東和産業株式会社が産業廃棄物を当組合に搬入していることが判明いたしました。このため、当組合としては東和産業株式会社に事実確認などを行った結果、産業廃棄物の搬入を認めため、東京都と同期間の平成31年1月28日から2月26日までの間、搬入停止の行政処分を行っております。

私からは以上となりますが、続きまして、行政報告資料の4ページ、指定管理者導入スケジュール(案)について施設管理課長から、5ページの柳泉園クリーンポート長期包括委託に係る経費比較表について技術課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、指定管理者制度導入スケジュール(案)について御説明させていただきます。

柳泉園組合におきましても、柳泉園グランドパーク、厚生施設につきまして、効率的、効果的な管理運営を目的とし、民間事業者のノウハウの活用による利用者へのサービスの

向上、利用者の増加、コスト縮減及び改修計画の実行計画を検証した上で、平成29年度より指定管理者制度導入に向けての検討を進めてまいりました。そして、平成30年1月に柳泉園グランドパーク指定管理者制度導入について（案）を施設管理課内でまとめ、平成33年度に導入という目標を平成30年第1回定例会において御報告させていただきました。その後、施設管理課内において、スケジュールの策定、施設の補修計画の具体化等を検討いたしましたので、スケジュール（案）として御報告させていただきます。

なお、表にもありますとおり、事務的な作業は平成32年度からが主になっております。また、表の下段に記載させていただいております各補修工事等につきましては、指定管理者制度導入後では施工が難しいと考えられるある程度工期の必要な補修、または指定管理者制度導入にかかわらず当該年度に厚生施設で実施する必要があるものを記載させていただいております。今回お示しさせていただいたものに変更等があった場合、また進捗状況等につきましても御報告させていただきながら進めていきたいと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） では、5ページの柳泉園クリーンポート長期包括委託に係る経費比較表をごらんください。

この表につきましては、議員より、効果額がわかるような資料をとの要望があったため作成した表でございます。平成28年7月に開催されました全員協議会でお示した資料に、3の柳泉園組合支払額と4の効果額を追加したものとなっております。1の包括委託に該当する経費は、包括委託をしなかった場合の柳泉園組合積算です。2の包括委託経費は、コンサルタントが積算した包括委託した場合のものとなっております。3の柳泉園組合支払額は、実際に支払った額、決算額となります。そして、4の効果額は、3の柳泉園組合支払額から1の包括委託に該当する経費を差し引きした額となり、平成29年度については4億8,000万円弱の効果、経費削減になったということになっております。この表に毎年決算額を入れていくことにより、15年後にどれだけの効果があったかわかることができるというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（稲垣裕二） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑はございますか。

○7番（深沢まさ子） 施政方針のほうで、不燃・粗大ごみの処理施設の関係で爆発事故があったということで、関係市と協議して対応策をとということが一文ありますけれども、

どのような対策を考えているのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

あともう1点は、行政報告の中でありました柳泉園組合への廃棄物の搬入の停止の東和産業株式会社に対する指導、措置の問題なのですが、今お聞きしますと、東京都からの行政処分を受けたことによって、東京都から情報提供があったということだと思いのです。それで調査をして柳泉園にも搬入があったということだと思いのですけれども、この事実経過、どういう経過でこのような処分に至ったのかという詳細がわかれば教えていただきたいのと、この東和産業株式会社というのは今回初めてこういう不正な搬入をしていた業者なのか、これまでもそういうことがあったのかということもお伺いをしたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也） ただいま議員から御質問がございました新たな対応策について答弁させていただきます。

御発言のとおり、リチウムイオン電池に関しましては、現在大変な問題となっております。柳泉園以外の他の一部事務組合の関係団体におきましても、そのような対応策に苦慮しているところでございます。現在、柳泉園組合としましては、関係3市との間で柳泉園組合構成3市会議を随時開いております。その中で、不燃ごみに混入されますリチウムイオン電池に関しましては、今後、検討課題として取り組むような形になっております。

一つの例といたしましては、現在このようなりチウムイオン電池というのは、関係3市におきまして回収ボックスなど、あるいはそのようなものを利用して回収できる場所もございますし、また、小型充電式電池メーカーやリチウムイオン電池の主要機器メーカー等が会員となる団体で、一般社団法人JBR Cというところがございますが、ここに登録をすると回収拠点からそのような小型充電式電池を回収してくれるという情報を得ておりますので、そのような拠点地を今後多く設けることによって、少しでも不燃ごみにまざらず柳泉園組合に搬入されてくるのではないかとということで、今後、関係市とは協議・検討していきたいと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、東和産業株式会社の処分までの経緯について御説明させていただきます。

まず、東京都より連絡がございましたのが昨年12月17日でございます。聞き取り調査をした結果、柳泉園組合に搬入していたということでございました。続きまして、12月19日にそのことに対して東和産業を呼び出して事実確認をしてございます。柳泉園組合に産業廃棄物を搬入していたかどうかを確認したところ、搬入していたことを認めてお

ります。また、都から産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の全部停止されることについても認めておりました。

以上のことから、翌日の20日、関係3市と東和産業株式会社について協議をしております。その中で、東京都と同様の対応をすることで合意しております。12月21日に顛末書の提出を依頼しております。25日に東和産業株式会社から顛末書が提出されております。12月28日に東和産業株式会社に対して、平成31年1月28日から同年2月26日までの30日間、柳泉園組合への廃棄物の搬入停止を通知してございます。

その後、年が明けまして1月7日に東和産業株式会社から誓約書が提出されております。内容といたしましては、月極め業者でございましたが、その月の処理手数料に関しましては翌月支払うことになっておりましたので、12月分を納入期限までに支払うという誓約書でございます。

また、過去の東和産業についてですが、年に4回程度、搬入物の調査をしてございます。過去をさかのぼって調べましたところ、平成25年10月に実施した検査において、あまり内容が芳しくないということで、11月に改善の文書を提出してございます。その後、特に問題が見つからなかったのですが、平成30年6月に実施しました分析の結果、こちらに関しましては搬入物のおおよそ40%がプラスチック関係の、主にビニールですが、そのようなものが含まれていたため、7月に改善命令の文書を出しているという経過がございました。

○7番（深沢まさ子） リチウムイオン電池ですが、この回収ボックス、一般社団法人JBRCに登録する回収箱というのをふやしていくというのも課題で、今後の検討になっていくと思うのですけれども、それ以前にリチウムイオン電池が入っている製品というのがわかりにくいということも分別をする中であると思うのです。なので、リチウムイオン電池がこういうものには入っている可能性があるので分別の際に注意してください、排出するときに気をつけてくださいという注意喚起も必要ではないかと思うのですね。そういう意味では、りゅうせんえんニュースですとか、各市のホームページや市報などの媒体も使って、こういう注意喚起もしていく必要もあるかと思うので、その辺は関係市と連絡をとってやっていただきたいと思います。

それと、東和産業の件ですが、東京都と処分期間を同じにしたということは先ほどからの説明でわかったのですけれども、実際に処分の決定をしたのが12月28日で、搬入停止の期間がことしの1月28日から2月26日までという状況になっている中で、12月

28日に処分決定をしてから1カ月間の開きがあるわけですが、この辺の部分については、搬入を認めたのか、こういう不適切な処理があったということでこの部分についても搬入を認めなかったのか、1点確認をさせていただきたいと思います。

それから、伺っている限りですと、平成25年10月、平成30年6月にも不適切な処理で搬入があったという状況の中では、言い方は悪いですが、この業者が非常に悪質な搬入をしているという状況が見てとれるわけで、今後の対策という意味でも、この業者だけに限らず、抜き打ち検査などもやられているようですけれども、マニフェストに記載のあるものを本当に搬入をしているのかという伝票書類の確認なども、もしかしたら定期的な時期を見て、実際のごみの搬入の中身のチェックだけではなくて、そのような文書書類の確認も含めてやっていく必要があると思いますけれども、今後の対策についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） なぜ1カ月間程度の猶予があったかと申しますと、搬入の整理の期間になります。急に柳泉園組合へ搬入できなくなるとなりますと、今まで収集していた排出事業者のごみの収集ができなくなります。それを引き継ぐための期間ということで設けておりました。また、12月分のごみ処理手数料についてもきちんと入金されておりましたし、誓約書の中できちんと分別をして出すということも申ししていた関係で、市民生活に影響が出ないように整理期間として約1カ月程度を見たということでございます。こちらに関しましては、東京都もそのように猶予期間を与えているものでございます。

また、マニフェストのチェックというお話ですが、マニフェスト関係は東京都の管轄になりますので、柳泉園でチェックするというのは非常に難しいと考えております。今後の対応策ですが、東和産業株式会社が搬入を再開した場合、検査を続けてまいりまして、きちんと分別をされているかどうか、それを確認しながら、場合によっては柳泉園組合に搬入停止という処分も考えなければいけないと思っておりますので、今後も展開調査を続けていくということでございます。

○資源推進課長（濱野和也） 先ほどのリチウムイオン電池を回収する団体であるJBR Cというところですが、こちらは関係3市におきましても回収拠点がございまして、これは関係3市のホームページをごらんになっていただきますと、回収拠点ということでお店の名前が出ています。例えば清瀬市ですと西友の清瀬店など、そのような形で、大型店などのお店でも回収しているということで表示されています。これは関係3市ともにやっておられます。それと、市のほうでも独自で回収しているということで表示されております

ので、そのような拠点地をふやすことができるのかどうか、これに柳泉園も加わって、いろいろと今後、関係市とは協議・検討して対応策を考えていければと、そのように考えております。

それと、どういうものに入っているかということに関してですが、現在、柳泉園組合としては中間処理施設ですので、搬入されたものを適正に処理するというぐあいになりますので、その点やはり関係3市とはそのような合同会議の中で、今議員がおっしゃられたようなことも踏まえて話し合いをして、それが実際どういうものに入っているかという詳細のようなものも調べる必要性があるとは考えております。

ですので、リチウムイオン電池が適正に回収されて処理されるのが一番ですが、現状ではそのような不燃物の中に、これは不燃物だろうが、中にリチウムイオン電池が入っているのかどうかという判断がつかない、それは製造側に問題があるかどうかはわからないのですが、そのような意味も踏まえて、他団体でも同じような案件を抱えていると思いますので、その辺は柳泉園としましても、他の一部事務組合などの自治体とそのような情報収集といったことも踏まえてやっていきたいと考えております。

○7番（深沢まさ子） 廃棄物の搬入停止の関係ですけれども、マニフェストのチェックまではできないというお話でした。今回の件も東京都からの情報提供で初めて明らかになったということもあるものですから、柳泉園としてやれる対策というのはなかなか難しい部分もあるのかもしれませんが、東京都との連携といいますか、そういうところは今後もしっかりやっていっていただきたいと思うのと、この間、何度となく文書で改善指導をしている中で、繰り返されているという状況があるものですから、搬入停止後、搬入をした際に、最初の段階では気をつけて、もちろん誓約書も書いていますから、搬入していくということになると思うのですけれども、一定期間置いた段階で、またこういう不適切な処理ということが起こり得る可能性というのは以前の経過を見ているとあると危惧されるので、この業者に限らず、抜き打ちも含めて定期的な検査をしていただいて、再発防止に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、施政方針から2点と行政報告から1点、お尋ねいたします。

まず、施政方針の2ページの中段あたりの「人事管理について申し上げます。」というところからですけれども、職員の定員及び組織に関する検討委員会の報告書を見せてい



ただきました。人材育成のことも丁寧に書かれていて、私はこれは読みごたえもあり、良いと思っているのですけれども、今後、この採用計画はこれに従って進めていくということとでいいのかというのが1点確認です。もう1つは、関係市との人事交流につきましては現在休止して、私がこちらの議員をさせていただいたときからずっと休止をしているのですけれども、この再開に向けて協議とあるのですが、その人事交流とは具体的にどうということなのか、常にこちらの職員の方が関係市を回るのか、関係市からの職員がここを回るのか、単に会議の回数がふえるのか、そのようなところをもう少し詳しく教えてください。

それから、施政方針の3ページ中段のところから井戸の話が出てきて、「井戸は、設置後大規模な補修をしていないことから、今回は7号井戸のポンプ等交換補修経費として1,285万2,000円を計上しております。」とありますが、こちらに幾つ井戸があるのかということと、井戸の役割、どういうことで井戸を使うのかということのを教えてください。そして、今後まだ補修が必要な井戸がほかにもあるのかということも教えてください。

行政報告のところからは、し尿処理施設についてお伺いしたいのですけれども、災害がふえているというところで、西東京市でも市民団体が防災などの講座をよく催されるのですが、そこでやはりトイレが大事だという話がありました。避難所に設置される簡易のトイレが、実はくみ取りが間に合わなくて使用中止になっている例が東日本でも熊本でもあったというところで、柳泉園のし尿処理施設の今の利用状況、これは水洗ではないトイレを持っているところが主に使っているのか、例えばそういう建設現場とかの簡易トイレで使っているのか。利用の大体の内訳と、あと、し尿処理施設の容量はまだたくさん受け入れる余裕が今あるのかということと、老朽化の状況なども教えていただければと思います。

以上3点、お願いいたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず人事管理についてでございます。

報告書に採用計画が書かれておりますが、こちらはあくまで委員会で検討した結果の報告書になっております。1月に収受いたしましたものですから、今後、当組合の中でさらに精査いたしまして、採用計画については方向性を出していきたいと考えております。

次に、人事交流でございますが、こちらは基本的には3年間の交換の派遣になります。相手側から1名、当組合から1名の交換の派遣型の人事交流となります。今後、平成32

年度再開に向けて、平成31年度中に関係市と協議していきたくと考えております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、井戸について御説明させていただきたいと思っております。

井戸は何本と本数ということで数えるようですので、そのように言わせていただきます。現在、柳泉園組合には6本井戸がございまして、ただし、そのうち使用できるものが3本でございます。今回補修をお願いしております7号井戸、5号井戸、この2本をクリーンポートの主に冷却水として使用しております。焼却炉を冷やす水です。それから6号井戸、これは厚生施設のほうで使用させていただいております。おかげさまで厚生施設のほうは井戸水を使っていることによりましてプールもお風呂も水質がいいということで、御好評をいただいているところでございます。

今後補修の必要がある井戸があるのかということですが、今申し上げました現在使っている3本の井戸、7号井戸、5号井戸、6号井戸、全て設置以来補修を行っておりません。ですので、今回、7号井戸を補修させていただきまして、今後、あと来年、再来年、5号、6号につきましても同様な補修工事をさせていただければと考えております。

○資源推進課長（濱野和也） まず、し尿処理施設に関しましての災害時におけることですが、基本的には柳泉園組合の施設が問題なければそのまま搬入をすることはできるのですが、もし施設に何らかの災害での影響が出た場合、例えば東久留米市ですと、これは平成25年度ですが、地域防災計画など災害時の対応については清瀬市にあります下水道施設の清瀬水再生センターに搬入または搬入処理をしてもらえるとということが明記されているということでございますので、恐らく関係3市におかれましてはそちらのほうに搬入されるのかと思います。

それとあと、現状でのし尿処理施設ですが、1日当たり35キロのし尿浄化槽汚泥を処理することができます。これはいわゆる下水道につなぐことのできない御家庭がまだ関係市におきまして、例えば下水道普及率が100%といっても、住民の方がつなぎ込みを何らかの理由でされないとか、あるいは住居が高台にあってつなぎ込みができないなど、そのような意味合いもございまして、現状の施設を今後も経費削減をしながら、有効利用しながら搬入していきたいということで、まだ何年先かわからないですが、引き続き搬入はされると思います。量的には、1日35キロ処理できるのですが、実際は1日当たり4～5キロリットルくらいの量しか今は搬入されてございません。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。よくわかりました。

人事交流は3年間交換でというところですが、3市それぞれが人を送って、3市で交換するのかというところだけもう一回確認と、この報告書はこれから精査してということですが、長期包括委託を賛成するに当たってやはり市民の皆さんからは、ずっと継続して働いている人が減っていくとか、安全に安定的な運営ができるのかがすごく心配だといった中で、この報告書の中には人材育成もうたってあって、スペシャリスト、ゼネラリストという考え方もありましたので、ぜひ私としては、個人的ですけれども、検討委員会が出された報告になるべく近いような人事採用計画、それから育成計画になってほしいと思っています。これは意見です。

井戸はわかりました。冷却水と厚生施設で使っていて、6本あって、今3本使用中ということがわかりましたので、これはいいです。

それから、し尿処理施設もわかりました。災害時は清瀬の水再生センターに行くということでわかりましたので、これも結構です。

○総務課長（横山雄一） それでは、人事交流の件でございます。

今後、平成31年度、関係市と協議していくということですので、現段階では3市になるのか、2市になるのか、1市になるのかはわからない状況です。平成10年から始めてまいりました人事交流ですが、最初は3市とやっていたのですが、最後のほうは東久留米市だけとやっておりますので、今後、協議していきたいと考えております。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○3番（村山順次郎） 私も当組合の体制のところでお聞きをしたいと思います。

言うまでもないことですが、一般廃棄物の中間処理施設として安全で安心な施設組織であるということ、かつ安定的な処理を継続しつつ、それをできるだけ安価にというのが私の考える当組合の使命だろうと思っているのです。その点と、あとは長期包括委託を議論する中で、私は賛成したのですけれども、技術的な対応、御答弁ではマンネリ化という言葉でしたけれども、ある意味、丸投げして業者に依存をするような状況になってもらっては困ると。業者が行っていることを技術的にチェックができる、そういう人的体制、組織が必要であり、そうあってほしいということを意見として申し述べた上で長期包括に賛成をしたという経過であります。

もう1つ言いますと、クリーンポートが建設をされてから17、18年目ですか、折り返し地点に立つか、もう少しすると折り返し地点に至るか、そのぐらいのスパンだろうと。いずれにせよ、一般の公共施設とは違って、30年延長・延命をしたとしても40年ほど

で更新、建てかえということが求められる、課題となる施設です。この検討報告書を読ませていただきましたけれども、今4課9係あるものを3課7係にすると。平成43年ですから、あと約12年後には今32名いるところを25名にするということがこちらに書かれています。建てかえというのがこのぐらいの時期までに課題になるのかというと、もう少し先のような気もいたしますけれども、ただ、現状よりは、どうあるべきなのかという検討が始まっている、だんだんとそういうことが課題になっていく時期に、人事的体制も進めていくというものだろうと思います。

建てかえというのは一大事でありまして、技術的な対応もさることながら、ソフト面の総務課が担うような、特に周辺の皆さんに御理解をいただくためのあれこれが非常に分量としても難しさからいっても大変なお仕事になることは間違いなからうかと思えます。その意味で言いますと、果たして今この報告書で示された体制で十分なのかという疑問を感じます。その上で1つ2つお聞きをしたいと思えます。

6ページのところで、(4)組織改正、業務委託等に対する今後の考え方のところで、少し省略しながら読みますが、各処理施設における業務委託については、不燃・粗大、し尿処理は業務委託、可燃ごみ処理委託については長期包括ということであるが、施設の設置者は柳泉園組合であって、その管理監督をしていく。民間事業者が契約に基づき適切に事業を実施しているかということに対して、厳格な監視（モニタリング）が必要とっております。同時にモニタリングは効率化を図ると、そういうことも書かれているわけですが、これと25人体制というのが合致しているのか、ここら辺の考え方をお聞きしたいと思います。どういう整理でこの体制なら今後、柳泉園組合に求められる役割が果たしていけるというふうに検討されたのか、とりあえず、その点でお聞きをします。

長期包括に関しては、資料を御調製いただきましてありがとうございます。確認の意味でお聞きをいたしますが、おおよそ平成28年段階で試算された長期包括委託をしなかった場合の経費との比較で考えますと、4億8,000万円弱のコストメリットが生じているということであります。固定費A、固定費Bというのがありまして、固定費Aというのは人件費、点検検査に係る経費などで、固定費Bは大規模補修に係る経費が主で、変動費というのはごみ量に応じて必要となる薬品代が主な中身だと認識をしております。ごみの量がどうなのかというのは、これはわからない部分もあるのですが、固定費A、固定費Bについては契約の性格上、今後長期契約が続いていく限り、基本的には年度年度に払っていくお金というのは変わらないとも認識をしますから、単純にですが、15年間や

ると、ごみ量が平成29年当時の段階と同程度で推移するとすれば、平成28年段階の試算からすると、皮算用で意味があるかどうかわかりませんが、72億円ぐらいのコストメリットがある、そういう読み方もこの資料からできるのかと。単純に4億8,000万円掛ける15年とやっただけの話ですけれども、そういう受けとめでよろしいかということでお聞きをいたします。

指定管理についても1点だけお聞きをいたします。スケジュール表を示していただきましたが、最初のアクションとなるのはこのスケジュール表の1にある基本方針作成ということになっていて、それを実施する期日が2月下旬というふうにこの表を見ると読み取れるのですね。きょうが22日ですから、一般的には2月の下旬と言っていいと思います。定例会ですから、通常やはりきょうこの場で、こういうものですというふうに、議会に身を置く者としてはそれが適切だと思うのですが、一応今のところそれを受け取ってはいないのですが、これはどうなるのでしょうか。経過と今後のいつごろになるのかというところで御説明いただければと思います。

産業廃棄物のことで1点だけお聞きしたいのですが、経過について先ほど深沢議員から質問があって、御報告、御説明があったのですが、その前置きの話をお聞きしたいのですが、そもそも今回の事の発端は、都が行政処分をした、その調査の過程の中で柳泉園組合にもかわりがあるという話になったことが発端ですが、都が東和産業株式会社が不正なことをしているということを知ったきっかけというのは、どういうきっかけ、何がしかのタイミングがあってそうだとわかったらと思うのですが、その最初のきっかけのところについて把握があれば、御説明いただければと思います。

○総務課長（横山雄一） まず1点目のモニタリングと25名の合致ということでございますが、こちらにつきましてはあくまでも報告書の内容で申し上げますと、基本的には育成、採用、定員について報告書では検討してきました。その中で、もちろん技術継承、事務の継承または市民に対する情報発信などに重点を置いた形で組織体制を組んだところでございます。25名につきましては、報告書の中に人数が記載してございますが、それに見合うだけの人数を配置しているところでございます。こちらの人数につきましては、当組合としてさらに精査しまして、本当に何人必要なのかは今後検討して方向性を出していきたいと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） 村山議員のおっしゃいました4億8,000万円掛ける15年の単純計算というお話ですが、平成29年度に関しましては7月からの委託ですので、9カ

月間しかやっております。丸々1年分ではございません。また、後ほど予算のところに出てまいります、今後はおおよそ予算上の話ですが、6,000万円程度の薬品代ということになっておりますので、お願いいたします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

予定表の中で、2月末に基本方針作成ということで入っております、できれば今回の議会でお示しできればよかったのですけれども、間に合わず、お示しできなかったこと、大変申しわけございませんでした。

今回、スケジュール（案）だけを御配付させていただきました理由といたしましては、今議会でお示しいただきます平成31年度予算案の中に、指定管理者制度導入に向けました厚生施設補修工事等の予算をさまざま計上させていただいております。今回、スケジュール（案）を提出させていただきましたのは、指定管理者制度導入に向けた工事の時期及び期間等をお示しするべきだと考えまして、御提出をさせていただいた次第でございます。

今回はスケジュール（案）という形でお示しをさせていただきましたけれども、現在、組合内で指定管理者導入についての基本方針をまとめておりますので、第2回定例会には基本方針とあわせ、（案）を取った形のスケジュールを議会のほうに御提出させていただければと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） 東和産業に東京都がなぜそういう調査をしたかというきっかけについてですが、この辺についてはお聞きしておりませんので、なぜそういうことになったのかという経緯は存じ上げないところですが、これは臆測で物を言っただけとはいえないとは思いますが、マークされていたのではないのかなとは感じております。

○3番（村山順次郎） 人事、体制、組織のところでは、もう1点お聞きしたいと思うのですが、御答弁は報告書の段階だと、これをどう取り扱うかは今後の検討によるということだったと思うのです。

もう1つお聞きしたいのは、技術の継承、これは総務課的なあるいは技術課的な技術の継承ということですが、いただきました報告書の13ページのところには職員年齢別構成というのが載っているのですが、平成31年度段階でいうと50歳前後を中心に分布をしていて、今後の推移ということで段階的に採用して行って、平成43年には満遍なくなるように変化していくということがわかる資料があるのですが、組合が持っている技術、ノウハウというのは、今おおよそ50代を中心とした職員さんたちがまさに持っているだろ

うと思うのです。次第にその方たちはいかんともしがたく退職をされていくわけで、そうしますと採用の平準化ということは一定あるのだらうと思うのですが、この職員さんたちが10年たち、およそ今いらっしゃる方が退職をされていくとすると、採用計画として考えたときにこの10年がある程度勝負になるのかなと。数年であっても今継承すべき技術、知識を持っている方たちがいらっしゃるときに採用して、その方たちが継承していく。実際継承できるかどうかはやってみないとわからない部分があるのですが、ただ、その職員さんがいらっしゃるなくなってしまうと引き継げるものも引き継げないということになるわけで、その意味では、採用計画として考えたときも、今13ページの表で示されているようなところも少し課題があるのではないかと。もう少し早いペースでの採用ということも検討しなければ、この報告書が前段で打ち出している「持続可能な発展の下に循環型社会構築に向け、更なる発展が必要であり、組織の改革及び職員の意識改革を推進し、環境行政のスペシャリストやゼネラリストの育成が必要である。」という大きな方針が実現できなくなるとは言いませんが、半減してしまうのではないかとこの危惧もいたしますが、この点はどう認識されているのかということをお聞きしておきます。

長期包括の財政に関する資料のところ、もう一回お聞きしますが、不十分な認識で質問して恐縮なのですが、9カ月しかやっていないと、薬品代は予算ベースで6,000万円程度になるであろうと。そうすると、平成29年度の薬品代変動費は4,765万3,000円でしたから、その6,000万円引く約4,700万円分は72億円から減るが、そうすると70億円前後のメリットがあり得るという意味ですか。それとも固定費A、固定費Bも9カ月でそれだけ減っているという。トータルとして15年でどれだけのコストメリットが生じるのかというのを現段階で計算しようとする、どのくらいになるのでしょうかという質問です。御答弁は薬品代ということだけ言われたので、固定費A、固定費Bは平成29年度ベースで、掛ける15していいのでしょうかという質問です。

指定管理の関係です。これは意見だけ述べておきますが、議会のスケジュールでいいますと、本定例会というのは改選の最後の定例会で、当初は2月下旬に、もっと言えばこの第1回定例会に基本方針が示されるのであれば、我々の立場からすると示していただきたいかったかなということは意見としては申し上げておきたいと思えます。

産業廃棄物のことですが、都の経過は把握されていないということでした。これは少し大事な問題だと思うのでお聞きするのですが、柳泉園組合は産業廃棄物の処理はしていません。事業者さん側から見たときに、メリットがあるから、違反だとわかっていながら、

改善勧告を受けていながら繰り返していたと。これはだめなことなわけですが、柳泉園組合に一般廃棄物として持ち込んだ場合の処理費と、産業廃棄物を産業廃棄物として処理した場合の処理費というのは、1トン当たりどのくらいのコストメリットが生じるものなのかという把握があればお示しいただきたいのです。産業廃棄物を柳泉園組合に持ち込まれた場合のリスクは、違反だという問題はあるのですが、私が思いつくのは、やはり水銀等の持ってきてもらっては困るものが入っていた場合、もともと違反なわけですから、水銀を持ち込まないでくださいと言っても果たしてそれが守られるかどうかという保証はないわけです。その面でいうと問題であろうと思いますし、正しく搬入してもらえればそれはいいのですが、柳泉園組合のチェックでこういう業者さんがいるということになり、チェック体制の強化で発見をしたときに、2回発見をしていて2回目も改善の勧告を出したという対応になっていたということですが、この対応が適切だったのか。もっと言えば、今後はチェックの体制で発見した場合はどうしていくのかということを強化していく、何らかの段階、ポイント制かどうかわかりませんが、そういう仕組みづくりも必要なのではないかなと思うのですが、御認識をお伺いします。

3点です。

○総務課長（横山雄一） まず1点目の技術の継承と採用の関連でございます。

あくまでもこれは報告書の内容について申し上げさせていただきたいと思います。議員おっしゃるとおり、年齢構成が四、五十代が80%余りを占めておるところでございます。その10年後になりますと、退職不補充でいった場合には85%以上が四、五十代になってしまう状況でございます。それを踏まえた上で、委員会の中ではいろいろ検討してきました。やはり技術の継承をするためには、採用、育成が必要となってきます。ですから、ある程度の人数が必要で、そのような面も踏まえまして、今回、報告書の中での各種計画となっているところでございます。こちらについて、当組合で収受いたしましたので、それをさらに精査して、当組合としての方向性をお出ししたいと考えているところでございます。また、議員ご指摘のものを含めまして、あわせて検討していきたいと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） コストの関係でございますが、平成29年度は9カ月分ということでこの金額になっております。今後、残りの14年間に関しまして、どのぐらいになるかということの計算はしておりません。ただ、後ほどの予算の関係で、変動費に関しましては6,000万円程度と先ほど答弁させていただきましたが、東久留米市がごみの有料



化を一昨年10月に始めて、ごみが減ってくれば変動費についても変化は生じるものと思います。また、景気の動向等もあるかと思えます。さらに、10年後からは、予定でございいますが、薬品代のほかにガス代等も含まれてきますので、それがコンサルの積算ですと年間約900万円程度が毎年追加される金額となりますので、議員がおっしゃられるほどまでは効果額としては出ないと。この辺に関しましては積算してみたいとは思いますが、現状ではしていないということになっております。

また、産業廃棄物の関係ですが、処理料金に関しましては、産業廃棄物処理費用が幾らかかるのかということは存じ上げてございませんが、やはり柳泉園組合と比べるとかなり産業廃棄物の処理費というのは高額になってございます。ですので、そういう悪いことを考えられる方は、産業廃棄物処理しないで一般廃棄物処理施設、今回、柳泉園組合ということになっていますが、そのようなところに持ち込まれるほうが経費としてはかなり安くなるということになっております。また、不適切なものが入ってきた場合ということで、今回に関しましては、ビニール系のものであるということですので、これに関しましては排ガスの測定等を行っております、何ら基準値を超えるものではありません。常に毎回毎回入ってきたのかということまでは把握できていませんが、施設的には何の問題もありませんでした。ただ、議員がおっしゃられるように、水銀等が入った場合、これは自己規制値も設けておりますので、炉を停止する可能性が考えられます。水銀が出たときから毎年4回やっていた抜き打ちチェックのほかに、毎月1回、水銀に特化というほどではないのですが、チェックをしております。そのほかに、連続水銀測定器といって簡易的な機械を購入しまして、これも月に1回程度ですが、搬入車両のごみを落とす前に測定器を当てて検知されるかどうかという検査もしております。今のところ検出されたことはございませんが、こういう経緯になったところで、収集業者に関しましては、水銀がチェックされた場合、何が何でもということではないのですが、搬入停止いたしますという文書は送付させていただいております。現在、そういう対応をとっているということでございます。

すみません、1つ答弁が漏れておりました。その仕組みづくりということですが、現状そういうことをやっておりますが、ほかに必要なことがあるのかどうかということも含めて検討していければと思います。

○3番(村山順次郎) わかりましたとは言えませんが、組織、定員に関するところは、現段階ではそういう御答弁になるだろうと思います。

それで、管理者にお聞きしたいのですけれども、私は先ほど冒頭で述べましたように柳

泉園組合には果たすべき役割があると、ここは多分管理者もお察しだろうと思います。より安価にと申しました。ただ、一方で、果たすべき役割には必要な人員があると。私は、今回の報告書について、これで大丈夫なのかという心配をしております。この点は、柳泉園組合、3市の一般廃棄物処理をしておりますけれども、これが安定的にかつ多くの市民にとって安心な施設であるという状態、状況をつくっていくためには、私は必要な人員、必要な体制があるだろうと思いますが、管理者はどう認識されているのか、この点はお聞きをしておきたいと思います。

そして、長期包括は気持ちが伝わらなかったと少し思っておりますが、固定費A、固定費Bについては、平成29年度は資料で示していただいているとおりですが、平成30年度等については同様なのでしょうか、それとも多くなるのでしょうか、少なくなるのでしょうか。この点だけお聞きをします。

産業廃棄物に関しては、残念ながらこの東和産業株式会社のことに限って言えば、チェックはしていて、改善文書の提出などもしていて、御答弁によれば東京都も怪しいということでマークをしていたという経過がある一方で、残念ながらそれを柳泉園組合として気づいて改善をさせるなり、改善しないのであれば排除するなり、手だてをとって対応してきたかという、そうはなっていないかと。その意味では、チェックの体制の問題なのかどうか分かりませんが、そういう業者もあり得るということは踏まえて、体制の見直しは必要だろうと思いますが、いかがでしょうか。

○管理者（並木克巳） 今後の人員体制ということであります。

議員もおっしゃっておられました安全に操業していく、また安価にということももっともだと思っております。また、柳泉園組合の果たしている使命というものは大変重いものがあるということも理解しておりますし、圏域の皆さんの生活を支えている施設だと思っておりますから、持続できる環境づくりというものをどのようにしていくのかというのは大きな課題であると思っております。そのような中で、行政としての考え方というのは、一つは、最小の経費で最大の効果を生み出していくということは基本中の基本でありますので、そのような意味での運営体制というものも考えていく必要があると思っております。

いずれにしても、担当が先ほどお答えをさせていただいております現状の環境も踏まえ、将来の環境を踏まえ、熱心に検討委員会の中で議論をされたと思っておりますので、これを収受いたしましたので、これから精査をしていく段階になっていくと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） なかなか理解できず申しわけございませんでした。固定費A、Bに関しましても、12分の9でございますので、金額が変わってまいります。

あと、産業廃棄物のほうのチェック体制ということで、明確な基準等は決まっておりません。ですので、例えば搬入されたものに対して、プラスチック系が何%含まれていたから相手方に文書を出すということは今のところ決めてはおりません。気持ち的な問題になってしまうかと思いますが、目安としては20%を超したら、それは多いだろうということで判断はいたしますが、明確な基準はございません。ましてや、停止させる基準も現在のところありません。しかし、これが連続して続くようであれば、そういうことは行う準備はできていると。ただ、過去に搬入停止したことはあるのかということになりますと、私には記憶にはないのですが、長い歴史の中で1回だけあるという話は伺っております。いつ、どういうことで停止をしたのかということまでは存じ上げませんが、過去にはそういうことがあったということだけは認識しております。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○2番（佐藤一郎） 端的に2点ほど質問させていただきます。

まず、今ほど話に出ております東和産業株式会社に対する搬入停止の処分ですけれども、これは東京都と同様1カ月ということでございました。東京都が1カ月にしたということですが、これは恐らく何らかの要綱ですとか、そのようなもので決まっていたのかとも思いますが、今回お話を今聞いておりますと、悪質ではないかという意見もございますし、そのようなことに関して柳泉園組合では何らかの内規というのですか、例えば必ずしも東京都と一緒にしなければいけないというものがあったりするのか、そのようなことについて1点お聞きいたします。

2点目ですが、私もこの柳泉園組合議会の議員、2年間やらせてもらっておりますが、恐らく今回が最後ではないのかと思っておりますので質問させていただきますが、2年前にも柳泉園組合の課題というところで、清柳園の課題が出ておりました。今回の施政方針におきましても、「休止して30年以上経過しており施設の解体方法や解体後の跡地利用などについて、今後も引き続き調査、研究を行い関係市と連携し、協議・検討してまいります。」ということでございますけれども、この2年間、何らか例えば現状がどうなっているか、解体方法ですとか、どれぐらいそのようなことが進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは1点目、東和産業の行政処分についてでございます。

こちらにつきましては、当組合ごみ処理手数料条例に基づきまして、処分をしたところでございます。ただ、期間につきましては、詳細な規定がないことから、今回、東京都の期間に準じて設定したものでございます。今回は東京都があったからこのような結果になりましたが、なかった場合を考えますと、やはり期間につきましては悩むところだと思っております。そのようなことで、今後は他団体の整備状況等も確認し、調査、研究していきたいと考えております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、清柳園の状況について御答弁させていただきたいと思っております。

2年前に議員からも御指摘いただきまして、その後、どのような進捗があったのかという御質問だと思うのですが、跡地の利用も全く決まっておりません。さらに、やはり解体にはそれ相当の費用がかかってくるということで、現状そちらのほうについてはあまり進捗がないような状況でございます。ただ、管理につきましては、今年度は周辺の環境を整えるという意味でも草刈りを春と秋に実施させていただきました。先日、職員で見回りに行った際には、かなり中に樹木等が伸び放題でございましたので、職員で中に入りまして、チェーンソー、のこぎり等で中の樹木を剪定させていただきました。ことしの夏には今までのように周りをツタがはうようなことがないのではないかと考えております。本体につきましては進捗がなく恐縮ですが、なるべく安全に配慮しながら管理を行っているといった状況でございます。

○2番（佐藤一郎） 1点目の搬入停止の期間のことにつきましては、今、総務課長に御答弁をいただきましたけれども、私も柳泉園組合として何らかの要綱を定めるなど、そのようなものが必要だと思っておりますので、その件に関しましてはよろしく願いいたします。

2点目の清柳園に関しましてですけれども、跡地利用ですが、売却というのなかなか厳しいのではないのかと思いますし、これはもちろん清瀬市さんとの話し合いなども必要になってくると思いますので、もう一步二歩進めるためにはやはり関係市と連携し、協議・検討というのがありますので、これはもう早急に私は協議をしていただきたいと思います。30年もたっておりますので、これは助役のほうがやはり率先して関係市とお話ししていただきたいと思います。助役も任期中にはぜひやっていただきたいと思いますので、その辺に関しましていかがでしょうか。

○助役（鹿島宗男） 清柳園については、今担当課長から御答弁申し上げたとおり、さまざまな問題がございます。どのような形でここを利用していけばいいのかということも含

めて、今担当課のほうで検討しているところでございます。先日、ちょうど台風のときにフェンスが倒れるという事件がございまして、私も現地に確認に行ったのですが、今後どのような形でこれが利用できるのかというのは、十分な関係部署、それからまた関係各市と協議してまいりたいと考えております。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○8番（小西みか） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず、先ほどもお話がありました指定管理者の導入スケジュール案ということで、今回出していただきましたけれども、やはり基本方針があった上でのスケジュール案、また予算案を検討するに当たっても、この方針というものは必要だったのではないかなと感じておりまして、今さらということにはなってしまいますけれども、そのようなことで御認識をいただけたらと思っております。これは意見として申し上げます。

それと、定員と組織に関する検討委員会ということで、このような委員会を設けていただいて、検討していただいたということは、今後の組合運営に当たりまして大変有意義なことだと思っております。ただ、その中で、今回示していただきました12ページにございます「課及び係の所掌事務に対する適正な定員」という中で、モニタリングというお話も出ておりますが、その中ではクリーンポートのモニタリング、また粗大やし尿、リサイクルセンターも将来的には、今もですが、民間に委託をしているという中で、モニタリングという位置づけがどこの係でということになっているのか、そこについて教えていただきたいと思っております。

それと、モニタリングのあり方ということに関してですけれども、もちろん厳格な監視というのは、お金を払っているからその分きちんとやっているか見るという意味もあるかと思いますが、むしろ働く人がきちんと安全に働いているということが事故も起こらないということで、組合にとっても当然にそうした環境整備ということが大前提のことだとは思っておりますので、ぜひそういう視点から御検討いただきたいと思っております。

行政報告の中で、労働安全衛生委員会というものが定期的にかかれていているということになっているようですが、これまで何かこういう場面にはこういうことをしてほしいという指摘であったり、要望ということはあったのでしょうか。まず、そちらについてお聞きしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） まず1点目のモニタリングを担当する係でございますが、こちらの表でいきますと、施設整備課の整備1係及び整備2係になっております。また、労働

安全衛生委員会についてでございますが、過去の指摘事項ということでは、最近の夏場、熱中症などの対策といたしまして、温度計を各施設に要望により備えたというところがございます。それとクリーンポート各施設、パトロールで定期的に回っておりますので、その中でいろいろ施設内の点検をしているところでございます。

○ 8 番（小西みか） ありがとうございます。

そうしますと、ここには項目としてあまりモニタリングをやるというふうに感じられないので、業務内容は維持管理というところがモニタリングも含んでいるということなんでしょうか。少し明確化していただけると安心かとは思っております。

それと、労働安全衛生の関係では、これまで熱中症対策ということでの御意見があったということで、やはりそういう安全に働ける環境を整えていくということモニタリングの一つの重要な視点としてつくっていただけたらというふうに要望させていただきたいと思います。

それと、検討委員会の報告書の 7 ページですけれども、人員の配置につきまして、総務課が現在 7 名のところが今後 11 名にふえるということ、その一方で、技術課以下が 25 名から 14 名に減るということ、これはもちろん長期包括委託という中では当然に減るということは想定されている契約だと認識をしているところではあります。先ほどの、安全にきちんと管理を行っていくということを点検できるような体制になっているのかというところは、やはり少しこの体制だと、整備 1 係という中で、全く施設の特徴が異なるクリーンポート焼却施設、そして粗大ごみ処理施設、またリサイクルやし尿処理施設の管理、要はモニタリングをきちんと行っていくということはかなりハードな状況になるのではないかと予想されると思っております。ですので、モニタリングをするということは、具体的にどういう運転をしているのかということを知らない限りモニタリングはできないと私は認識をしております。実際にほかの環境衛生組合さんで働いている方のお話もお聞きしたことがありますけれども、やはりそうした具体的な運転の内容ですとか方法というところは、その現場に入ってみないとなかなか実際のところはわからないということをお聞きしております。ですので、本当にこの体制で十分なのかというところは大変危惧するところであります。

そして、また 7 ページの（2）の職員採用計画の中で、3 行目から「可燃ごみ処理施設の運転業務に係る人員の不足に関しては、民間企業による人材派遣で対応し」ということになっておまして、要は運転業務もやはり専門性が必要だと思いますけれども、このあ

たりのところはどういう方が派遣されるという前提になっているのかということもお聞きできればと思います。

○総務課長（横山雄一） まず1点目のモニタリングと組織の人員、これで十分なのかということでございます。

報告書、検討委員会の中では、この人員で大丈夫だろうということで検討され、結果を出しているところでございます。やはり技術の継承につきましても人が必要ですので、その関係で4名、2名としているところで、適宜育成をしながら技術の継承をしていきたいと考えているところでございます。また、運転業務の人材派遣でございますが、こちらにつきましてもごみ処理施設の運転経験のある方を条件としておりますので、基本的には問題なく業務はこなせると考えているところでございます。

○8番（小西みか） 今の御答弁の中では、人材派遣のことは運転経験のある人ということで、当然そうだろうと思います。ただ、技術的な引き継ぎという面では、一定期間だけ働いていただけていなくなってしまうという位置づけの方だと思っていますので、そのあたりをどういうふうに考えているのでしょうか。人材育成というその反面で、こういう派遣ということで中継ぎをするという考え方自体がどうなのかとも思っているところです。

また、もう1つお聞きしたかったのが、総務課の人員がふえている理由について、現在の業務と今後予定されている業務がどのように違うのかということも御説明をいただけたらと思います。

○総務課長（横山雄一） まず、運転業務の派遣でございますが、今後、長期包括に入ったことによりまして、平成34年度及び平成40年度に徐々に運転係の人員は減らしていく予定になっております。最終的には全面委託を予定しております。それによりまして、不足分を補充するために人材派遣で対応するものでございます。

また、モニタリングに関しましては、現在、整備係の者が担当してやっておりますので、そこで今後も技術の継承を行いながら、役割を果たしていこうと考えているところでございます。

次に、総務課の人員増でございますが、この報告書の中では、議会総務係として議会や市民の対応を強化していくこと、また企画広報係におきましては、現在も企画財務係という係があるのですが、企画部門にあまり手がついていない状況でございます。今後は企画部門を充実させ、しっかりとした計画を立てた上での施設の更新などを行っていきたく

考えているところでございます。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 質疑なしと認めます。

以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、会議の途中ですが、昼食休憩といたします。

午後 0時06分 休憩

---

午後 1時05分 再開

○議長（稲垣裕二） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（稲垣裕二） 「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては、本年1月15日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、御報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲垣裕二） 補足説明を求めます。

○総務課長（横山雄一） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第1号より5枚めくっていただきまして、議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

今回の条例改正は、職員の勤勉手当支給率を年間0.1月の引き上げ、再任用職員の勤勉



手当支給率を年間0.05月の引き上げ及び給料表初任層給の引き上げでございます。なお、給与差額分の支給日を本年1月31日としたことから、専決処分をさせていただきました。

新旧対照表の第22条第2項、こちらは期末手当において6月と12月の支給率が異なっておりましたが、1.2月に統一するものでございます。

次に、同条第3項につきましては、再任用職員の支給率で0.675月に統一するものでございます。

次に、第23条第2項ですが、次のページになります。勤勉手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.95月をそれぞれ0.05月引き上げ、1.0月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の勤勉手当については、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.45月をそれぞれ0.025月引き上げ、0.475月とするものでございます。

3ページから6ページにかけては給料表の新旧対照表でございます。初任層の引き上げを行っているところでございます。

次に、7ページ、まず附則の第1項、施行期日は公布の日からで、別表1給料表の改正は平成31年4月1日となります。

次に、附則第2項は、本年度の勤勉手当支給率の引き上げについては、平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則第3項の勤勉手当に関する特例措置ですが、年間の支給率0.1月分の引き上げを平成30年度に限り12月分に対応するため、支給率1.0月を1.05月とするものでございます。

また、再任用職員におきましては、年間の支給率0.05月分の引き上げを、12月分の支給率0.475月を0.5月とするものでございます。

なお、給与の改定につきましては、職員組合と平成31年1月10日に協定書を締結しております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（稲垣裕二） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲垣裕二） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認されました。

---

○議長（稲垣裕二） 「日程第11、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成31年度から人事評価による査定昇給を導入するため、条例を整備する必要があります。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲垣裕二） 補足説明を求めます。

○総務課長（横山雄一） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案第2号より2枚めくっていただきまして、議案第2号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

本議案の改正は、昇給に関しまして、前年度4月から3月までの人事評価結果を翌年度に反映する査定昇給実施に伴い、全職員の昇給日を7月1日に統一するための改正でございます。

まず、第5条第4項、こちらは昇給日及び評価期間を特定するための文言整備で、第4項中、「規則で定める日」は7月1日、「規則で定める期間」は前年度の4月1日から3月31日となります。詳細は、規則等で規定をいたします。

次に、同条第5項は、人事評価により昇給の号給数が5段階となるため、これに対応するように改正するものでございます。

次に、同条第6項は、ただし書きを追加しております。現在、給料表の最高号給にいる者は昇給しないことになっておりますが、人事評価結果によっては昇給できるため、そのための改正となります。

その他、改正に伴う文言整理となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（稲垣裕二） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○7番（深沢まさ子） 平成31年度から人事評価による査定昇給を導入するためということですが、7月に昇給日を統一していくということは今の説明でわかったのですが、現状、昇給日がまちまちなものを統一していくということだと思っておりますが、それぞれ7月でない月に昇給をされている方がどのくらい、割合的にわかればそれも含めて教えていただきたいと思っております。それと、7月に昇給日を統一することによって、職員の方にとって不利益がないのか、そのことも確認をさせていただきたいと思っております。

それと、新旧対照表のところで、職員の勤務成績が特に良好である場合において昇給をさせるという文言になっておりますけれども、この「勤務成績が特に良好である」という判断はどういうところで、昇給させるに当たってのその基準はどのようなもので、誰が査定をしていくのかということもあわせてお伺いしたいと思っております。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず1点目の昇給月についてでございます。

現在、昇給月ですが、4月、7月、10月、1月の4つに分かれております。そちらを全員7月に昇給するものでございます。割合につきましては現在、手持ち資料がございませんので、後ほど回答させていただければと思っております。この昇給月統一に際しての不利益なのですが、基本的には生じていないということになります。

最後に、新旧対照表の中で、勤務成績が良好の判断基準と査定するものについてでございますが、判断につきましては前年度の人事評価結果によって判断をしているところでございます。その中で5段階に評価をいたしまして、その評価によって昇給月数が変わるも

のでございます。査定する者につきましては、基本的に、係員につきましては課長、事務局  
局長、課長につきましては事務局長、助役となっているところでございます。

○7番（深沢まさ子） 人事評価による査定というところで、どういうことに対して勤務  
状態が良好であった場合に昇給なのかという一定の基準は、人事評価をするに当たっての  
評価シートみたいなものがあると思うので、できればその中身も提示をしていただければ  
と思います。係員については課長、事務局長が査定をし、管理職以上の方については助役  
や事務局長が査定をしていくということになっていくと思うのですけれども、第三者的な  
評価基準というものの担保というか、そういうものがどの程度あるのかということと、昇  
給はできるということはあると思うのですけれども、勤務評価によって減給とかという形  
での処分などもあるのかどうかということもお伺いしたいと思います。

先ほどの割合については、わかったら、後ほどで構いませんので、詳細を教えていただ  
ければと思います。

○総務課長（横山雄一） まず、1点目の人事評価の内容ですが、こちらにつきましては  
当組合で実施要領というものを作成しておりますので、後日、情報提供として各議員にお  
配りしたいと思います。

次に、第三者的担保ということですが、基本的には先ほど申し上げました評価者が評価  
していった、最終的に全体で評価結果を作成しているところでございます。

減給につきましては、昇給につきましては減給はございません。今までは4号給上がつ  
ていたところがゼロになることがあっても、減給になることはないということです。ただ  
し、勤勉手当に反映している評価につきましては、こちらも5段階で判断しておりますの  
で、評価が悪い場合にはマイナスになることがございます。その抛出割合につきましては、  
一番低い場合は5%勤勉手当を引くということです。2番目に低いところは3%になりま  
す。通常がゼロになりまして、その上がそれぞれ下の2つから抛出した金額を配分するよ  
うな形になっております。

○7番（深沢まさ子） ぜひ人事評価シートについても、先ほどの昇給月の割合と一緒に  
詳細がわかっているものがあったら御提示いただきたいと思います。

そして、モチベーションを高めていくということも含めて、今の業務を継続的、安定的  
に仕事をしていく上で、やはり評価というものは適切にしていかなければいけないと思  
いますけれども、評価をしてそれが昇給に反映されるということになると、その評価対し  
て職員さんによっては不服を感じる方もいらっしゃると思うのですが、そういうところ

での、ここの部分がこうなっているが、なぜなのかという説明などを主張できる場とか、そのようなものも当然あるべきだと思いますし、それが適切に評価基準に合ったものであるかということも含めて、職員の皆さんに基準も含めて評価を提示していくということは大事だと思っておりますので、その辺についてはどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、不服が主張できる場ということですが、当組合の要領の中では、苦情相談と苦情処理というところを設けておりまして、何か苦情がある場合にはまず書面で総務課長宛て、それでも納得がいけない場合には事務局長に申し出るようになっていてございます。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲垣裕二） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

○議長（稲垣裕二） 「日程第12、議案第3号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第3号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2

号)の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入・歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額27億5,173万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ7,458万8,000円を増額し、予算の総額を28億2,632万2,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(稲垣裕二) 補足説明を求めます。

○総務課長(横山雄一) 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、決算見込み額が増額となるごみ処理手数料及びクリーンポート長期包括運営管理事業の不足額を調整させていただく内容となっております。

それでは、補正予算書、2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額となっております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。まず、歳入になります。

款2 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 ごみ処理手数料、節1 ごみ処理手数料は、7,458万8,000円の増額補正でございます。増額の主な理由ですが、私車の搬入量が当初予定より増加したことによるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

まず、款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目2 ごみ管理費、節13 委託料は、説明欄記載の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業300万円の増額補正となっております。こちらにつきましては、変動費の薬品代において焼却量が当初予定より増加したことによるものでございます。

次に、款5 予備費、こちらの補正額が、7,158万8,000円の増額補正となります。こちらは本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長(稲垣裕二) 以上で提案理由は説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) 簡潔に、歳出で款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目2 ごみ管理費で、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業で300万円の増額補正ということで、

いわゆる委託費を年度末に増額補正というのはどうしてなのかという素朴な疑問を感じます。焼却量がふえたためということなのですが、普通はやはりある程度見込みがあって、それで年度末に不足が生じないように少し多めに予算措置をしておいたほうが、相手のある話で支払い等事務も生じていると思うので、普通に考えると少し多めに取っておいて、必要であれば減額補正と、そういうものだと思うのですが、どうしてこういう形になっているのか御説明をお願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 当初予算を作成するに当たっては、関係3市から搬入予測量をいただいております。それをもとに予算立てをしております。その搬入予測量に基づいて、例えばごみ処理手数料ですとか、発電計画等を立てますので、歳入でいえばごみ処理手数料、売電の金額が出てきます。その関係で、それをもとに計算しておりますので、それに安全率というものを見込まないで関係市からいただいた数字をそのまま処理量ということで計上している関係で、今回不足が生じているということでございます。もしそのように多めに取っておいたほうが良いのではないかというお話であれば、今後、調査、研究させていただいて、これからの予算立てに参考にさせていただければと思います。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○8番（小西みか） 今の質問に追加なのですが、具体的にどれくらいふえるという見込みで今回300万円ということなのか、予算のほうについている変動費という部分でもふえるという予定がされているようですけれども、結局は3市から予測で合計し、見込んでいた量に比べて誤差があったということだとは思いますが、具体的にはどれくらい増加ということなのでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） これは12月までの結果に基づいて計算したものでございまして、計算した結果、2,500トン程度ふえるという予測となりました。ただ、まだ3カ月ございますので、足らなくなるような、安全率を見ての計算で300万円ということになっております。先ほど小西議員がおっしゃられた予算の関係ですが、こちらに関しましても関係市からいただいた搬入予測量をもとにそのまま計上させていただいているものでございます。

○8番（小西みか） そうしますと、今、見込みということで15年間の計画で搬入量というのを出していますけれども、もう既にそれが見込みよりも多い状態になっているということで、今後、これが毎年補正のような形というか、当初の計画よりもふえていくというふうを考えていかなければいけないことなのでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） 予算のほうは要求水準書とは関係ない数字でございまして、毎年毎年関係市からいただいた搬入予測量をもとに計上している金額になります。ただ、小西議員がおっしゃられるとおり、要求水準書に関しましては、今ある基本計画の前の基本計画を参考に処理予測量を出しております。その後、東久留米市がごみの有料化を始めましたので、当初の要求水準書の処理予測量にだんだん近づいてくるものではないか、もしくはそれよりも下がるものではないかと考えております。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第3号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲垣裕二） 挙手全員であります。よって、議案第3号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（稲垣裕二） 「日程第13、議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第14、議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金についての提



案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ25億4,644万6,000円で、前年度に比べ9,904万6,000円、3.7%の減でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は12億8,129万2,000円で、前年度に比べ2,503万2,000円、1.9%の減となり、可能な限り負担金を抑えることに努めました。なお、平成31年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲垣裕二） 補足説明を求めます。

○総務課長（横山雄一） 補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第5号資料、平成31年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類をごらんください。

本資料につきましては、平成31年度の事業計画で、予算見積もりの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。

本資料では、議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、資料の18ページをごらんください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

次に、19ページをごらんください。平成31年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず、平成31年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。この公債費以外の経費には、報酬、積立金、工事請負費、厚生施設費及びクリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち、更新事業に係る経費となっております。なお、負担金以外の歳入の取り扱いにつきま

しては、財産的経費の総額から差し引きします。

まず、1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引きし、その残額を清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。西東京市の4分の2の負担につきましては、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分を負担しているものでございます。この起債の償還は、平成34年度に完済される予定でございます。

次に、2は、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引き、その残額を各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は、先ほど申し上げました議会費、総務費の報酬及び積立金、工事請負費、厚生施設費並びにクリーンポート長期包括委託に含まれる大規模補修費の更新事業費でございます。

なお、平成31年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、計算上ではマイナスとなります。

次に、3は、経常的経費に係る負担でございます。ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は、報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計となり、関係市のごみ・し尿の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に案分した共通経費を加え、関係市の平成29年度の公車のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

し尿処理経費分としての負担は、し尿処理費に案分した共通経費を加え、関係市の平成29年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

次に、4は、東久留米市環境整備負担金に係る負担でございます。金額は固定費で2,900万円、清瀬市及び西東京市の平成29年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

続きまして、20ページをごらんください。5、負担金(1)私車処分費精算前の負担金の表でございます。財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

次に、(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は平成30年度からの繰越金に含まれており、関係市の負担金の内訳は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、6の表は、平成31年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算と題した予算書をごらんください。

まず、2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額となっております。

次に、4ページをごらんください。第2表、債務負担行為でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業において、消費税改正に伴い当初設定していた限度額に変更が生じるため、新たに設定するものでございます。

次の7ページから9ページにかけて歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2、歳入でございます。

まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べ2,503万2,000円、1.9%の減でございます。減の主な理由は、歳出の予算総額が前年度に比べ大幅に減となり、約1億円の減となっております。また、歳入については、負担金を除く歳入予算のうち、一般財源への充当額が約7,500万円減となったことによるものでございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べ203万4,000円、3.3%の減でございます。減の主な理由は、厚生施設の野球場及び浴場施設において、改修工事实施に伴い休業するため、営業期間の減少によるものでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、前年度に比べ1,976万円、3.8%の増でございます。増の主な理由は、主に事業系一般廃棄物などの直接搬入ごみの搬入量が前年度に比べ520トン増加したことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金、こちらの予算額が163万5,000円、こちらは焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する国の補助金でございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

まず2段目、款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の1,663万6,000円は、定年退職者1名分の退職手当に充当するものでございます。

次に、目2環境整備基金繰入金の3,400万円は、野球場ネットフェンス設置工事及び厚生施設浴槽タイル等更新工事に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べ1億2,500万円、

23.9%の減でございます。減の主な理由は、前年度の繰越金にはクリーンポート長期包括運営管理事業費の契約差金約1億5,000万円が含まれていたことによるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べ3,137万4,000円、17.4%の増でございます。増の主な理由は、節1の資源回収物売払及び節2の回収鉄等売払において、過去の実績を考慮し、売り払い単価が増加したことによるものでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。3、歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べ1,846万9,000円、11.4%の減でございます。減の主な理由は、節3職員手当等で、退職手当が減となったことが主なものでございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目2総務管理費は、前年度に比べ148万5,000円、1.7%の増でございます。増の主な理由は、節13委託料のホームページ変更作成委託で178万5,000円の増及び新たに子ども用DVD作成委託として143万円が増加したことによるものでございます。

続きまして、20、21ページをごらんください。

目3施設管理費は、前年度に比べ1億3,304万3,000円、64.8%の減でございます。減の主な理由は、節15の工事請負費におきまして、昨年度実施いたしました空調設備更新工事、クリーンポート防災監視盤システム更新工事、クリーンポート非常放送システム更新工事及び見学者説明室放送システム改修工事の減により1億6,231万5,000円の減、また節13委託料、樹木剪定委託982万8,000円の増などによるものでございます。

続きまして、22、23ページをごらんください。

目4厚生施設管理費は、前年度に比べ8,605万8,000円、61.4%の増でございます。増の主な理由は、節15工事請負費で、指定管理者導入に向けた野球場ネットフェンス設置工事及び厚生施設浴槽タイル等更新工事、また、老朽化やふぐあいの生じている非常用発電設備更新工事及びプール棟空調設備更新工事で7,455万円が増となったことによるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べ2,751万3,000円、

12.1%の減でございます。減の主な理由は、定年退職による職員2名の減及び嘱託員2名の減となったことによるものでございます。

次に、目2ごみ管理費は、前年度に比べて2,913万4,000円、2.5%の増でございます。増の主な理由は、26、27ページをごらんください。節12役務費で、新たに退職に伴う技術課運転係2名分の減を人材派遣で対応する経費1,156万2,000円を計上及び節13委託料、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の変動費並びに消費税に伴い1,644万3,000円の増によるものでございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ2,379万6,000円、11.1%の減でございます。減の主な理由は、節11需用費の修繕料（定期点検）で、不燃・粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修費が2,153万3,000円減となったことによるものでございます。

続きまして、28、29ページをごらんください。

目4資源管理費は、前年度に比べ1,327万4,000円、10.3%の減でございます。減の主な理由は、節11需用費の修繕料（一般及び定期点検）で、リサイクルセンターの定期点検整備補修及びびん系列の補修などの修繕料が1,752万円の減、また、リサイクルセンター空調設備更新工事については増となったことによるものでございます。

次に、目5し尿管理費、前年度に比べ87万4,000円、2.3%の減となるところでございます。

次に、款4公債費、元金及び利子ですが、前年度に比べ76万9,000円、0.9%の減となっております。この公債費につきましては、平成34年度に完済する予定となっております。

続きまして、30、31ページをごらんください。

款5予備費、前年度に比べ200万円、1.0%の増でございます。増の主な理由ですが、事業系の一般廃棄物などの持ち込み量が増加したことにより、私車処分費の精算予定額が増となったことによるもので、私車処分費の精算予定額を除く、純然たる予備費は約1,200万円となっております。

次に、32ページから35ページにかけましては給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、36ページをごらんください。債務負担行為に関する調書で、こちらも内容は記載のとおりとなっております。

37ページは地方債に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲垣裕二） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 恐らく4点になると思いますが、順次お伺いいたします。

1点目は、以前からの懸案でございましたホームページのリニューアルのことで、従来から幾つか意見は申し述べさせていただいてきているのですが、今回予算化、170万円ということでありまして、立派なホームページになるのだろうという期待は持つ反面、今のところ私が知る限り、どういうホームページになるのか、概要というものは御説明いただいていないと認識をしているので、この機会でもありますから、どういうホームページを目指しているのか、どういう内容になるのか、御説明いただければと思います。

2点目は、総務費、項1総務管理費、目3施設管理費で、委託費の中に樹木剪定委託がありまして、これが増額ということですが、これについて少し金額が大きいので、どういう内容か御説明いただければと思います。

3点目は、ホームページもそうですが、広報の関係でお聞きをしたいのですが、りゅうせんえんニュースが近年リニューアルもいたしまして、見ばえもよく、内容についても評価をしているところですが、この活用ということを考えてときに、例えばりゅうせんえんニュースが欲しいと思ったときに、私の一市民的な立場でいえば、柳泉園組合に來ればそれが1階のロビーのところに並べてあるので手にとることができます。また、一般紙に折り込みをされているというのも承知はしていますが、とりに行こうとするとなかなか一般紙の折り込みを執念深く毎日毎日繰っていけばめぐり会うこともあるのでしょうか、あくまで偶然というか、読みたいと思ったときに、その都度というのはなかなか現実的ではないと。では、市役所のどこかに置いてあるのかと考えると、3市の市役所で全部点検をして回ったわけではないのですけれども、ここに置いてあるというふうに私は承知はしていないのですね。ということで、市民からすると、りゅうせんえんニュースというのが出ているとしても、柳泉園組合まで來ることを別にすれば、定期的に発行されるたびに手にとりたいと思う市民がいたとしても、なかなか手にとれない現状があるのかなと。また、市議会関係者または市役所の職員さんが欲しいと思ったとしても、提供されているかどうかでいうと、提供されているという環境にはなっていないと思う。その意味では、市役所等の公共施設で少なくとも3市の中で1カ所、2カ所、行けば手にとることができる場所を

設けてもらう。あるいは、3市の市議会関係者や市職員の皆さんに、加減はありますが、ある程度の範囲で、部長さん、課長さん、市議会議員等に発行するたびに情報提供として配布をする、そういうこともやって悪いことではないと思いますし、丁寧なニュースをつくっておられることからすればあってもいいのかと思いますが、そういうことは3市のほうとお話し合いは可能かどうか、お聞きをいたします。

それで、4点目は、少し大きな話になるのですが、柳泉園組合が果たしている役割ということについて御教示いただきたいと思うのですけれども、当然、前段、施政方針のところでもお聞きをしましたが、3市のごみ処理をしている、リサイクルセンター、可燃ごみの処理施設等を有していると。私、柳泉園組合議員を今期が終わると丸8年ということになるのですけれども、この間、長期包括があり、瓦れきの問題があり、水銀の問題がありと、いろいろ問題があった。問題というよりは課題と言ったほうがいいですね。この間、一貫して技術課長として佐藤さんが務められてきたわけですが、少し大きな視点で柳泉園組合の果たしている役割、この間の経過も踏まえて、また技術課長の歩んでこられたお仕事の経過の中でお感じになっていること、何をモチベーションにして取り組まれてこられたのかというところにかかわると思いますが、敬意と感謝を申し添えてお伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず1点目、ホームページのリニューアルについてでございます。

当組合のホームページにつきましては、平成12年7月に開設しております、18年を経過しており、現在、情報数が年々増加し、情報の分類が複雑になっている状況で、利用者にとっても知りたい情報をなかなか探すのが難しくなっている状況だと感じております。そのため、利用者が目的の情報に快適にたどり着けるよう、使いやすさ及び閲覧のしやすさを考えまして、今回、情報の整理や分類の明確化を図っていきたいと考えております。主な内容ですが、大幅なデザインの変更、またスマートフォン向けの対応機能、文字の拡大・縮小機能、サイト内の検索のしやすさ、またホームページへのアクセス解析機能などを変更したいと考えております。また、これにあわせて例規集についても、現在、PDFで掲載しておるところですが、データ化、システム化し、検索しやすいように整備したいと考えております。

広報、ニュースに関してでございますが、発行したときに関係市にそれぞれ500から1,000部、清掃担当のほうにお配りをしているところでございます。そちらを各市の公

共施設に配っていただいている状況でございます。ですから、各公共施設に行けばニュースは手にとることができるようにはなっていると考えております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、委託費の樹木剪定委託の増額について御説明させていただきます。

樹木剪定委託につきましては、前年度より約1,000万円増となっております。これにつきましては、現在、学童用グラウンド、また一般用グラウンド周辺にあります桜の木を伐採するための費用でございます。と申しますのは、この桜の木が樹齢が50年から60年を超えております老木であるため、毎年のように倒木が発生しております。今のところ、幸い柳泉園の内側のグラウンドのほうに倒れてきているため、大きな事故にはなっておりませんが、万一外側に倒れた場合には自動車や歩行者を巻き込む大きな事故になりかねません。また、倒木により桜の木がなくなってしまったところは野球場で打ったボールなどが抜けてしまい、周辺を走行中の自動車ですとか、また歩行者の方、自転車の方などに当たってしまい危険なため、今後も倒木が予想される桜を全て伐採させていただいて、その結果、そこに工事請負費のほうで計上させていただいております野球場ネットフェンス設置工事におきまして、高さ約10メートルのネットフェンスを設置させていただく、そのためにこの伐採の費用を計上させていただいているということでございます。

○技術課長（佐藤元昭） 今、唐突の質問を受けまして、どうお答えしていいか迷っているところでございますが、最低限、現状考えているのは、中間処理施設として近隣住民への安心・安全、また、ごみを停滞なく処理することが最優先するべきものだと感じております。ただ、やはりこれからはそういう安心・安全を貫くためにも、環境行政のスペシャリストやゼネラリストの育成、技術の継承が必要になってくるものとは感じているところであります。

また、村山議員が幾つか出来事を述べてくださりましたが、私も平成25年1月1日から技術課長を任命されまして、私ごとではございますが、苦しい日々が続いたと感じております。震災の瓦れき処理に関しましては、最終年度でございました。最終年度で女川のほうにも行かせてもらいましたが、中間処理施設として協力できたことは大変よかったことだと感じております。その後、水銀がありまして、また長期包括の関係がありまして、いろいろここ数年、議会の中でもさまざまな問題がございましたが、それを乗り越えてこれからも、新しいという大変ですが、柳泉園組合に発展していただいて、また新しい施設ができたときにはより一層、今の施設よりもっとすぐれた施設ができることを



願っております。

少し支離滅裂ですが、以上でございます。

○3番(村山順次郎) ホームページですが、改選のタイミングで言いづらいのですが、書面でどの段階かはわかりませんが、リニューアルがされるあまり直前というのも困るのですが、こういうものになりますという大まかなところ、概要のようなものはどこかのタイミングでお示しをいただければと思います。議会に身を置く者としては、やはりリニューアルされたといったときに初めて見るというのもどうかと思いますので、その点は、御答弁は求めませんが、要望として申し上げておきたいと思います。

りゅうせんえんニュースが各市でどういうふうに市民に提供されているのかというのは、これ以上聞きますと市議会で聞けという話に恐らくなると思いますので、それは別にしたいと思いますが、あまり活用されているというふうには感じていないものですから、そのようにお聞きをいたしました。また、各市の職員さん、当然、協議会等でおつき合いのある担当課のほうには500、1,000ということで届けられているとは思いますが、その他の部署の方及び市議会の関係のほうに届けてもらうということはあってもいいかなと思います。私が知る限り、少なくとも私は、柳泉園組合議員をしていますから手に入れることはできるのですが、例えば私の会派の柳泉園組合議員をやっていない一市議会議員に届いているかという届いていないように思いますので、そういうところの工夫、こころ遣いは余地があるかなと思いますけれども、いかがでしょうかということは御答弁を求めたいと思います。

グラウンド周辺の桜の件ですが、私は必要性がわかるため、今のお話は理解ができます。理解ができますが、お話を聞けばわかるという話であって、聞かなければ先ほどの予算の説明では、桜というキーワードは私は聞き取れませんでした。桜というのはやはり日本人的には特別な感情を持つ方もいらっしゃいますし、私もそうですが、特に西団地にお住まいの方、家から、あるいは家から一步出て、毎年桜が見えるという環境にいらっしゃる方も一定数いらっしゃるとすると、この予算が通れば今シーズンが最後の桜ということになるわけで、こうですという説明は現段階では、特に周辺自治会協議会を運営されていますから、その機会なども使われるのが一つ方法かと思うのですが、そういう御説明、情報提供は現段階ではいかがでしょうかというのが2点目であります。

佐藤技術課長に御答弁をいただきました。一言、ありがとうございましたと申し上げておきたいと思います。

○総務課長（横山雄一） りゅうせんえんニュースについてでございますが、議員おっしゃるとおりで、やはり当組合のニュースに関しましても、市議会議員の皆様、または市の職員の皆様でも知らない、手にとったことがない方も恐らく多いと思いますので、いろいろな方法があるとは思いますが、市議会のところには各議員のポストがございますので、そちらに投函することや、そのようなことも考えまして、情報提供の一つの手段として関係部署と今後、協議し検討していきたいと思っております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁させていただきます。

周辺自治会の方、特に西団地の方への情報の提供ということでございますけれども、もちろん春と秋にございます定期協議会、こちらの場は大いに活用して情報の提供をさせていただきたいと思っております。また、それ以外の方法ということだと、今すぐ思い浮かびませんので、調査、研究させていただいて、何分すぐお隣の団地の市民の方のことでございますので、我々にとっても非常に大切な近隣の方ですので、なるべくそごの生じないような方法で説明ができるようにしていきたいと考えております。

○3番（村山順次郎） りゅうせんえんニュースの活用に関しては御検討をお願いしたいと思います。

また、桜の件は、感情の問題になって、買わなくていいところで余計な恨みという言葉は少し強い言葉ですが、柳泉園組合のイメージを損なうようなことになってしまっても、よかれと思ってしていることでそういう結果になってしまうとすると、これは組合としては損失だと思います。本来ならやはり11月の周辺自治会協議会で、決まっておりますが、こういうふうを考えておりますという丁寧な対応があった上で予算化ということが適当だったと。今後に活かしていただければと思います。何とぞここは格段の御配慮を今後お願いをしたい。予算化されてしまいますと、話し合いをしたところで切らないという判断には恐らくならないと思いますので、今後の予算が可決された場合の対応についても工夫をお願いしたいと思います。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○5番（森しんいち） 午前中の施政方針でも少し出ておりましたが、負担金以外の自主財源ということで歳入の確保に努めるという話載っておりました。その中で伺いたいの使用料のことなのですが、10ページの歳入の部分、施設使用料を見せていただくと、大体前年度、また本年度の予算として6,000万円、または6,200万円ということで金額が載っております。これは、使用料がもし最大で入ってきたとしたら、どれぐらいのも

のが見込めるのか。その金額が出ていないようでしたら、今までの使用料金で一番多かった年というのをお示しいただければと思います。

それと、やはり同じ部分に関連するのですが、以前の会議録等を見せていただくと、西東京市の後藤議員のほうが、この施設に対する使用をもっと啓発して利用をふやすべきだという意見を何回か出していたと思うのですが、それに伴って23ページに看板の敷地借上料9,000円と、ごくわずかですが、看板というキーワードを探して見ていくとここしかないのですね。このような、施設をPRするための看板等というのは掲示していないのか。また、この9,000円はどこの看板のことを言っているのか、その点をお示しいただければと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） 御答弁申し上げます。

最大で幾らぐらいの歳入があったのかという御質問なのですが、資料が手元に今なくて、平成24年以降のもので6,100万円という数字があり、今のところそれが最大だと思います。

看板の件でございますが、今、看板を設置しております場所が久留米西団地のバス停の降り口のところでございます。こちらは東京都住宅供給公社様から場所をお借りしまして、その借地料が予算に計上させていただいている額ということでございます。

常々、後藤議員からも御指摘いただいているように、利用率の向上のために何をしているのかということでございますが、ホームページ、それからニュースを活用させていただいております、今までは西武バスの車内放送をさせていただいております。来年度の予算には、柳泉園のすぐ前にとまります銀河鉄道バス、こちらにも車内放送していただくように予算をのせていただいております。それから、西武バスの窓にシールを張る。まだデザイン等はこれから検討するのですが、西武バスの滝山営業所発のバス30台の窓に柳泉園グランドパークのPRのシールを張らせていただくという予算を新たに計上させていただいております。ですので、従来のバスの中の車内放送にプラスいたしまして、銀河鉄道の車内放送、それからバスの窓にシールを張らせていただくと、このようなPRを平成31年度は行っていきたいと考えております。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。

やはり歳入の確保という観点からいうと、金額にしたら6,000万円ということですが、負担金に対する割合を考えても決して小さくはないと思います。まして、これだけのいい施設があるので、これを歳入の確保にもっと力を入れるべきだと。今、6,100

万円ぐらいということで伺いましたが、恐らくもっと利用率が上がれば、例えば少し大きいかもしれませんが、8,000万円くらいまでは可能かもしれないと。グラウンド等も使っていないこともよく見かけますし、プール、お風呂ももっと来てもいいのではないかと、ぜひ努力がこれからまだまだできると思います。

また、看板に関しましても、1カ所だけということなので、これもやはり看板の効果というのは大きいと思いますし、今3市がこの柳泉園、私たち議員もこうやって来ているわけですが、正直言って西東京市でも、ここにこれだけのものがあるというのを市民のどれだけの人が知っているかという、まだまだ周知がされていないと思いますので、そこら辺はぜひ組合のほうで御努力いただければと思います。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○7番（深沢まさ子） 何点かお伺いしたいと思います。

1つは負担金の関係ですけれども、今、清瀬市で指定ごみ袋の見直しの議論があるわけですが、中間処理施設である柳泉園組合のごみ処理手数料の単価が当初のころよりも引き上げられて、単価が上昇しているということもその見直しの根拠になっている説明も受けている部分もあるのですが、ごみ処理手数料が単価が現在幾らで、当初、何年ごとに改定があって今の金額になっているのかをお伺いしたいと思います。負担金の計算方法について丁寧な御説明をしていただいたわけですが、建設費というのは、起債ですとかは一定の部分で、それを3市で案分しているということになると思うのですが、変動する部分というのはやはりごみの処理の搬入量の大小で変わってくると思うのですが、単純にごみ処理単価の手数料を掛け合わせた形で3市で案分をして負担金の計算がされているのかというところの仕組みをもう一度お伺いしたいと思います。

それと、予算のほうなのですが、先ほども出ていましたけれども、歳入の部分で厚生施設の手数料の関係ですね。今回、改修を予定しているということで、野球場のフェンスの設置ですとか、浴場タイルの更新、あとは学童用グラウンドの土の入れかえなどあって、結局この工事があることによって、使用ができなくなる期間があることにより手数料の減があるわけですが、使用できなくなる期間というのはそれぞれの施設でどの程度、何カ月間という状況になっていて、それが歳入でどのくらい減額になっているのかということをお伺いしたいのと、使用できなくなる期間に当たっての周知。せっかく柳泉園のほうに来ていただいても使えないということになると、それは御不便をかけることになりますから、りゅうせんえんニュースでの広報やホームページということも含めて、各市からも広報を

徹底していくということもまた必要なことだと思いますし、それは市民の方に理解を広げていくということでも、直前での広報ということではなくて、ある程度工事の期間がわかるのであれば、早め早めのお知らせをしていくということも必要だと思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

3点目ですが、今回、屋外喫煙所の設置工事ということで、21ページの施設管理費のところの工事請負費に計上がありますけれども、今、喫煙による健康被害や、副流煙による健康被害も含めていろいろ指摘をされており、また東京都でも条例ができたということもあって、屋内での喫煙はなくしていこうという動きがあります。自治体によっては、またあるいはさまざまな施設によっては、屋内だけでなく敷地内禁煙も進めていこうという方向での取り組みがある中で、そういう検討はされなかったのかということと、この屋外喫煙所の設置する場所です。市民の方へ煙が出ないような、パーティションなどで仕切りをしっかりとつくるのだと思うのですけれども、そういう対策をどこまでこの257万3,000円の中でできるのかということと、この施設の中でも先ほど見ましたら、屋内に喫煙のスペースがあるという状況の中で、そちらについては今後どうしていくのかということもお伺いをしたいと思います。

最後に、27ページのところで、午前中の議論でもありましたけれども、今後、運転業務については全面委託化をしていくという状況の中で、技術の継承もしながら、その部分での採用もしながらということですが、当面の間、不足する人員の部分を人材派遣業務で対応していくというお話もあって、今回の予算で2名ほど派遣のほうで採用があるということですが、派遣ということになるとやはり一定期間終えたらその方は終了することになると思うのです。そういう中で、単純に炉を運転していくための人員配置という形での派遣ということではいいのか。やはり技術継承ということも担保していくということであれば、単純に派遣でつないでいくということではなくて、人材育成的なものも含めた形での将来的な展望もしっかり持った上で、やっていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、その辺の御認識を最後にお伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） まず、ごみ処理手数料の単価についてでございます。

現行のごみ処理手数料につきましては、平成21年10月から適用となっております。こちらにつきましては、3年ごとに見直しの再算定を行っておりまして、過去3年間の経費をもとに搬入量による算定を行っているところでございます。これまで3回ほど再算定は行っているところですが、現在まで改定はしていない状況でございます。昨年度、単

価の再算定を行った結果、単価は40円と出たところなのですが、過去2回に比べまして下がってきている状況になっております。ですので、今回も見送ったところでございます。また、この単価の中には、中間処理分及び最終処分分の金額が入っております。中間処理分、当組合の処理費になりますが、こちらの単価についてはマイナスに転じているということもございます。そのため、現在、38円のまま適用しているところでございます。

また、負担金との関係でございますが、基本的にごみ処理手数料の38円をもとに負担金は計算しておりません。負担金につきましては、先ほど予算の補足説明の中で申し上げたとおり、各項目に応じて積み上げたもの、その差額を負担金としていただいているところでございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、手数料の関係で、野球場、浴場施設などを使用できない期間、またそれに伴う減収について御答弁させていただきます。

浴場施設につきましては、クリーンポートの全停を含みました10月から12月、この3カ月を予定しております。収入減につきましては、約700万円を想定しております。

野球場につきましては、12月から2月、同様にこちらも3カ月を予定しております。先ほど御説明させていただきました桜の伐採等の期間も含めまして3カ月ということでございます。こちらにつきましては、冬期であまり利用がないということで約30万円の減額を想定しております。

続きまして、屋外喫煙所の設置工事の件でございますが、来年度の東京都受動喫煙防止条例の施行に伴いまして、行政機関第一種施設に当たります柳泉園組合も、屋内は全面禁煙とさせていただくことにいたしました。ですので、今こちらにございます喫煙所も条例施行後は廃止という形を予定しております。その前に、臨時休業の際の周知でございますが、平成28年度に行いましたプールの全面改修の際もそうだと思うのですが、周知はなるべく早めに、まずは館内への掲示、それからホームページでの周知、このようなことで利用者の方々には遺漏のないように努めてまいりたいと思います。

また受動喫煙のほうに戻りますが、条例の施行に伴いまして、室内は全面禁煙とさせていただきます。ただ、第一種施設であります。屋外には適切な喫煙場所を設置すれば喫煙ができるということもございますので、屋外の適切な場所に喫煙場所を2カ所設置させていただこうと考えております。1カ所につきましては、クリーンポートの搬入路の下、信号から搬入路を2階に上がっていきませんが、その下に1カ所設けたいと思います。さらにもう1カ所につきましては、検量棟の脇にございます運転手の皆さんの休憩場所、駐車

場がございますが、その前に1カ所設置をさせていただきたいと考えまして、合計2カ所の設置を予定しております。

○総務課長（横山雄一） 人材派遣に関することでございますが、現在、運転係については2係、我々職員でやっております。今後、平成34年には1係委託、さらに平成40年度には全面委託を予定しているところで、新たにその運転係に人員を配置する予定はございません。不足時に関して派遣で対応していこうと思っております。また、そこでの人材育成との関係でございますが、運転係はもうなくしていきますが、整備係などの技術部隊は残っておりますので、その中で技術の継承、人材育成はしていきたいと考えております。

○7番（深沢まさ子） そうしますと、負担金の関係ですけれども、今のところ、ごみ処理手数料の単価の改正についてはないという方向でよろしいのでしょうか。今後、不燃ごみ処理施設ですとか老朽化している施設もいろいろあるので、そういう中で一定程度、やはり改修も必要になってくるため、負担金がふえていくときも一時期やってくると思うのですね。施政方針の中でも負担金のほうは、各市の財政も厳しい中において抑制をしていきたいという方向性も示されており、一番はごみ減量推進をしていくことが搬入量に対しての単価処理経費も下げていくことになるとは思いますが、一方では環境、施設整備基金のほうへの計画的な積み立てとか、そのようなことも考えていかなければいけないのかなと思っております。そういう中で、今後の負担金の推移、見通しというのがどのようになっていくのかということもあわせて教えていただければと思います。

使用料の関係ですけれども、そうしますと、今回減額で見込んでいた野球場の使用料の部分での30万円の減、それから浴場施設の700万円の減というのは、この工事が終わって来年度の予算編成の中では、この部分はまた減額ではないので、より積極的にPRもしていくことによって収入増も図られるということになっていくとは思いますが、この部分は来年度については下回らずに、大体昨年度と同じぐらいの見込みの収入確保ができるということと考えていらっしゃるのかということを確認させてください。

喫煙所の関係ですけれども、どの程度の喫煙所の対策をとるのかというところの御答弁がなかったかと思うのですが、やはり煙が出ないような措置、パーティションのようなものをつくって、完全に隔離とまではいかずとも、煙は外に出さないという設備になるのか、一定程度少し煙も出てしまうような施設になるのか。やはり受動喫煙を防止していくということでは、できる限りの対策をとっていく必要があると思うので、その辺はやっていただきたいと思っておりますので、どの程度のものを考えているのかということをお伺いしたいのと、

屋内の部分はもう廃止にするとおっしゃいましたけれども、廃止した後の活用です。会議室として活用していくのかどうなのかというところをお伺いしておきたいと思います。

人材派遣のことについてはわかりましたが、運転業務のことも含めてやはりモニタリングということもできるようになっていかなければいけないと思いますので、そういう意味で、全面委託化をしていくという状況の中で、運転業務のことが業者さんしかわからないということではない形での、これから採用もしっかりしていただきながら人材育成をしていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

○総務課長（横山雄一） まず1点目、ごみ処理手数料の単価についてでございますが、平成30年度は見送ったことから、平成32年度までは改定の予定はございません。また、平成33年度に向けまして、平成32年度に再算定を行って、検討していきたいと考えております。

今後の改修に伴う負担金の増についてでございますが、今後、やはりいずれは施設の改修がやってまいります。その関係で、各市にも多少なりとも負担はふえる可能性がございます。その辺、今後きっちり施設の改修計画などを立てまして、基金の活用、起債、補助金などの活用をして、なるべく負担金に影響がないような形で予算を組みたいと考えております。また、負担金の見通しにつきましては、この先は大体130億円前後で推移すると思われまます。その後につきましては、改修計画等ございますので、改修計画がなければ、その分自然減となっていく予定になっております。失礼しました。負担金13億円です。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、まず予算の使用料のほうから御答弁させていただきたいと思います。

来年度以降、またこの分がすぐ使用料として見込めるかという御質問でございましたが、また再来年度の予算等を立てさせていただく際には、やはり過去の実績や、それまでの浴場施設の利用者の方、また野球場の利用者の方、そのような直前のデータなども参考にさせていただきながら、予算のほうは立てさせていただきたいと思っておりますので、即そのままこの金額がのるということは考えておりません。

続きまして、喫煙所はどのような形のものかということでございますが、まさしく議員のおっしゃったパーティションで仕切るだけのもの、一応予定はそのようになっております。ただ、設置する場所は、やはり一般の市民の方がまず行かない場所を想定してつくらせていただきたいと思っております。また、通常業務を行っている最中は、我々一般の職員などもなかなか行かないような場所でございますので、パーティションで仕切りまして、



煙はそのまま外に出ていくような形の喫煙所を想定しております。

また、管理棟の中の喫煙所を廃止するわけですが、その後の活用の方法ということなのですが、場所もそれほど広くございません。まだ現状ではその後の活用の方法というのは考えておりませんので、また総務課などとも相談しながら、有効な活用方法について検討していきたいと思っております。

○7番（深沢まさ子） 施設使用料の件はもう要望にさせていただきますけれども、やはり積極的に野球場ですとかトレーニング室、浴場、あとテニスコートなども、ホームページもリニューアルするというお話もありましたが、各市のホームページに行っても、柳泉園にこういう施設があるということも含めて、リンクで張られていなかったり、わかりにくかったり、そういう施設があるということも知られていない状況もまだまだある中で、利用をふやしていくということでは、先ほど新規で、銀河鉄道さんへの車内放送ですとか、シール告知を西武バスの中で行うとかということもありましたけれども、より積極的なPRの方向で周知していただく中で利用者をふやしていき、今回減額になったものをもとに戻せばいいということではなくて、さらに収入をふやしていけるという収入確保という観点に立ってやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○4番（後藤ゆう子） 簡単な確認をさせてください。

まず1点目が、予算書の18、19ページの総務管理費の委託料の子ども用DVD作成委託料143万円は、昨年、見学者用のDVDをつくるというときに、子供用ではなくて社会科見学に来る子供さんたちが見るには長いという話で、それだとやはり子供用が要るのではないかという議会の意見を踏まえて作り直すことになったのかという確認と、この子ども用DVDの概要、社会科見学用なのか、もっと小さい子供用なのか、それを少しお聞かせください。

あと、先ほど施政方針の中で質問させていただいた井戸の修繕。補修費というのは、私予算書の見方がよくわからなくて、何費の中に入っているのかということをお示してください。

○総務課長（横山雄一） 子ども用DVDについてでございます。

こちらにつきましては、議会の中で要望がございまして、今回、予算計上させていただいたものでございます。内容につきましては、当組合の施設の概要ではなくて、ごみ問題をもっと深く子供たちが理解できるよう、小学校での環境学習の内容を把握した上で、それを補完できるような内容とし、環境に対する意識啓発を図っていきたいと考えておりま

す。また、事前に小学校にアンケートをとりまして、どのような学習内容をやっているのかも確認をとって、そのようなものをつくっていきたくて考えております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、7号井戸のポンプ等交換補修の予算がどちらに計上されているのかという御質問に対してお答えさせていただきます。

予算書でいいますと21ページの上から4つ目、11節需用費の中の修繕料（一般）という中に含まれて記載されております。ですので、工事請負費と違いまして修繕料なものですから、他の項目と一緒に記載されておまして、少しわかりにくくて申しわけございません。あと、予算資料の7ページ、主な事業計画の中の3項のところに、7号井戸ポンプ等交換補修ということで、大まかではありますが、内容とともに金額等も記載させていただいております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

DVDの件は昨年、子供が社会科見学で見られなかったら意味がないのではないかという議論で、随分内容もよくなったと思うので、これは大変評価したいと思っています。ぜひよろしく願いいたします。

井戸の件はわかりました。記載されているところと、きちんと資料がついていたということがわかりました。先ほど、6本井戸があって、3本使用中で、その3本に関しては今年度から毎年1本ずつ直すというお話だったのですが、残りの3本の扱いというのはどうなるのかというのを確認させてください。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、6本あるうちの3本の井戸は使用中ということで、あとの残りの3本はどういう扱いになっているのかということでございますが、これは現実的には使えるものではございません。ただ、まだ廃止届というものを出しておりませんので、一応井戸としてはあるという形になっておりますが、これからもし新たに使おうといたしましたら、恐らく新たに掘るぐらいの費用をかけないと使えない。また、詳細は私、存じ上げませんが、使わなくなった状況等はやはり水がくめなくなってきたから使わなくなったのではないかと推測ができますので、恐らく残りの3本はもう廃止届を出すのを待っているような、そういう井戸ではないかと考えております。

○4番（後藤ゆう子） 廃止届を出すのを待っているというのが、わかりました。井戸の今の管理の状況がどうなっているのかわからないのですが、くれぐれも安全にだけは気をつけて、もう使わないのであればなるべく早く廃止届を出されたほうがいいのではないかと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

○8番（小西みか） 何点か質問させていただきます。

最初に、先ほどの子ども用DVDは、学校にもアンケートを行っていただくということなので、ぜひ学校の中でも授業に使うようにしていただければということも御検討をお願いいたします。

そして、予算のほうで、4ページの債務負担行為ですけれども、ここの限度額のところに書いてある金額が何の金額なのか、それと「物価変動、税制度の変更等による増減額を加算した額」というのはどういうことを想定していて、どれくらいまで債務負担行為の枠が広がるという可能性があるのかについてお聞きしたいと思います。

それと、予算書の11ページで、先ほどから話題になっております使用料ですけれども、会議室がリニューアルによって多目的室の利用がすごく伸びていると行政報告の中ではされておりまして、そのかわりに和室の利用はやはりあまり多くない状況というのは、恐らく多目的室が必要とされていて、和室はそれほどでもないということを示しているのではないかと思いますときに、和室でも例えば多目的室利用というのでしょうか、畳の上に何かを敷いたりとか、そういう形で、ここは多目的室としても利用できますよというふうに、部屋をふやすことによって、少しまたそちらのほうの利用もふえるという工夫ができないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、ごみ処理手数料がふえてきているというお話でしたけれども、そうしますと先ほどの産業廃棄物が運び込まれているというのと何となく関係がないのかなと思っておりまして、そのようにふえてくるというのはもちろん、ほかの処理施設との料金的な差というのが大前提としてあるとは思うのですけれども、そんなことももしかするとあるのかもしれないという、そういう目でこの金額的というか、利用がふえているというのは考えていただくという点も必要なのではないかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

それと今回、厚生施設の補修が浴場とあと野球場でされることになっておりますけれども、一昨年厚生施設のプールなどを改修して、もちろん施設を限ってということですが、一時利用できない状況がありました。そのときに一緒に工事をやってしまうということって考えられないのでしょうか。民間だったらそういうふうに恐らく考えて、一部分でも使えないとやはり来る人が少なくなってしまうという影響があると一般的には考えると思ひまして、それと比較しますと部分的に補修していき、使えない期間が両方の工事を

含めるとかなりの期間が出るというのは、先ほどの財源の確保という点でも、大変マイナスということになるのではないかと思いますけれども、そうした検討というのはしづらいものなのではないでしょうか。

○総務課長（横山雄一） まず、1点目の子ども用DVDにつきましては、今後そのようなことも含め、検討していきたいと考えております。

次に、4ページの債務負担行為でございます。こちらの今回記載させていただいております限度額の金額につきましては、10月からの消費増税分を加えたものになっております。平成32年度から44年度までの長期包括の金額になっております。文言につきましては、今後、物価変動や税改正、恐らくないとは思いますが、そのようなものがあつた場合にはそれを加算した額ということで、今後は債務負担行為の再設定はしないようにしております。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、浴場施設のほうにございます和室を多目的室のように利用できないかという御提案につきまして御答弁させていただきます。

和室のほうは、まず広さが多少多目的室1、2と比べましても狭いということと、天井が低いということがございます。ただ、今議員から提案がありましたような形を検討したことはございませんので、また利用者の方の御意見などを求めながら、例えば多目的室を御利用になっている方に、ここはどうでしょうという提案をしてみて、御意見などを求めて、もし可能であれば本格的に検討を進めていきたいと思っております。

それから、浴場施設の改修をプールのほうの改修と一緒にできなかったのかという御質問でございますが、具体的にどういう検討がされたのかは私、存じ上げないのですが、両方休んでしまうとまた両方の分の収入がなくなってしまうということと、一緒にやることによって費用がその年度に集中してしまうと、恐らくそのようなことを検討された上で別な年度に補修を持っていったのではないかと推測をいたしております。議員おっしゃるように、確かに一遍に済ませてしまえばそこで全部終わりますので、それはそれですばらしいと思いますが、やはり費用の分散といいますか、そのようなことも当時は考えながらやったのではないかと思います。

○技術課長（佐藤元昭） ごみ処理手数料が上がっていることと産業廃棄物との関係のお話ですが、先ほどから申しておりますように、ごみ処理手数料というのは関係市からの搬入予測量をもとにつくっているものでございます。ですので、産業廃棄物との関係というものは一切ないと認識しております。

○8番（小西みか） 今のごみ処理手数料については、これは持ち込みのものというものではないということなのではないでしょうか。産業廃棄物とは関係ないとおっしゃっているのは、受け入れたときの手数料はこの部分ではなくて、ほかの部分に入っているという意味なのではないでしょうか。確認をさせていただきます。

それと、債務負担行為の残高に今後、消費増税分を加算することについてはわかりました。しかし、消費税の増税分というのは加味されていたような気もしますが。物価変動というのももちろんないとは言い切れませんが、書いておけばあった場合には枠を広げられるという、そういう考え方もかもしれませんが、もう一回その辺も教えていただけたらと思います。

会議室につきましては、ぜひ御検討いただいて、今の多目的室で十分という利用状況ということであれば、別にそこまでする必要はないかと思えますけれども、恐らく使うときというのは、曜日が重なっていたり、意外と混んでいるという状況がやはり公共施設というのはあると思えますので、もしそういうことで利用が広げられるのであれば、ぜひ御検討をお願いできればと思います。

厚生施設のほうは一度には、確かに予算的なものが厳しいということで、行政的にはそういうふうにはせざるを得ないということだとは思いますが、いろいろ市の事業なども見ている中で、去年この部分をやって1回終わったが、またここをいじるのかという、もちろん予算で動いているので仕方がないとは思いますが、どうせ足場を組むのであればその費用でこちらも一緒にやっしまえばいいのにとという考えが結構私の中ではありまして、トータルするともしかすると一度にやったほうが安いのではないかと常日ごろ思っているところです。ただ、行政としては、予算がそのほうが固定的というか、そこは変えることができないので仕方がないということは理解いたしましたので、これは意見として申し上げて終わります。

○総務課長（横山雄一） それでは、債務負担行為の関係でございます。

限度額に記載されている数値につきましては、今回の増税に関する消費増税分は含んだものとなっております。今後物価変動、税制度の変更があった場合には、その額を加算したものが限度額となるということでございます。

○技術課長（佐藤元昭） ごみ処理手数料というのは、一般家庭から直接持ち込まれるごみ及び事業系の可燃性の一般廃棄物となっております。その予測量を市からいただいたものが予算計上されております。産業廃棄物に関しましては、柳泉園に入ることはございま

せんので、関係市も産業廃棄物を見込んでの搬入予測量として柳泉園組合に提出しているものではないということでございます。

○8番（小西みか） わかりました。そうすると、先ほど実際に搬入がされていたという事実がわかった、このときの手数料というのはどこで徴収をされていたということなのでしょう。それを聞きたかったのですけれども。

○技術課長（佐藤元昭） 申しわけございませんでした。柳泉園に持ち込まれたものにつきましては、柳泉園のごみ処理手数料キロ当たり38円を、産業廃棄物ではございましたが、いただいていたということになります。

○議長（稲垣裕二） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論を受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。  
原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲垣裕二） 挙手全員であります。よって、議案第4号、平成31年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲垣裕二） 挙手全員でございます。よって、議案第5号、平成31年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

---

○議長（稲垣裕二） ここで職員をして、議席番号表、特別委員会委員名簿、議員及び特別職名簿並びに平成31年度柳泉園組合議会定例会日程予定表を配付いたさせます。

〔資料配付〕

○議長（稲垣裕二） それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成31年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時59分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 稲垣 裕二

議 員 後 藤 ゆう子

議 員 森 しんいち